

第 8 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 9 月 2 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 65 号 議 案 宍 粟 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 する 条 例 の 制 定
に つ い て

日 程 第 3 第 66 号 議 案 宍 粟 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 の 制 定 に つ い
て

日 程 第 4 第 67 号 議 案 地 方 公 務 員 法 及 び 地 方 自 治 法 の 一 部 を 改 正 する 法 律 の
施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 に つ い て

日 程 第 5 第 68 号 議 案 成 年 被 後 見 人 等 の 権 利 の 制 限 に 係 る 措 置 の 適 正 化 等 を
図 る た め の 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 に つ い て

日 程 第 6 第 69 号 議 案 宍 粟 市 消 防 団 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 7 第 70 号 議 案 宍 粟 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 8 第 71 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 9 第 72 号 議 案 介 護 保 険 法 の 規 定 に よ り 条 例 に 委 任 さ れ た 基 準 等 を 定
め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 0 第 73 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ
い て

日 程 第 1 1 第 74 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 2 第 75 号 議 案 幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する
条 例 に つ い て

日程第13	第76号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	第77号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	第78号議案	宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止について
日程第16	第79号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第17	第80号議案	市有財産の処分について
日程第18	第81号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
	第82号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第83号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第84号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第85号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第86号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第87号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第88号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第89号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	第90号議案	平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第91号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第92号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第93号議案	平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 94号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 20 第 102号議案 市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結について
 追加日程第 1 第 102号議案 市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結について

 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 65号議案 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 3 第 66号議案 宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 第 67号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 第 68号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 6 第 69号議案 宍粟市消防団条例の一部改正について
- 日程第 7 第 70号議案 宍粟市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 8 第 71号議案 宍粟市税条例の一部改正について

日程第 9	第 72号議案	介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正について
日程第 10	第 73号議案	宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 74号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
日程第 12	第 75号議案	幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 13	第 76号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 14	第 77号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 15	第 78号議案	宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止について
日程第 16	第 79号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 17	第 80号議案	市有財産の処分について
日程第 18	第 81号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
	第 82号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 83号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第 84号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 85号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 86号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 87号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第 88号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 89号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 19	第 90号議案	平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

て

- 第 91号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 93号議案 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 第 102号議案 市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結について

追加日程第1 第 102号議案 市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結について

て

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員

2 番 宮 元 裕 祐 議 員

3 番 榎 橋 美 恵 子 議 員

4 番 西 本 諭 議 員

5 番 今 井 和 夫 議 員

6 番 大 久 保 陽 一 議 員

7 番 田 中 孝 幸 議 員

8 番 神 吉 正 男 議 員

9 番 田 中 一 郎 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員

1 0 番 山 下 由 美 議 員
1 2 番 大 畑 利 明 議 員
1 4 番 実 友 勉 議 員
1 6 番 東 豊 俊 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 宮 崎 一 也 君 書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 小 椋 沙 織 君 書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君 参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企 画 総 務 部 長 坂 根 雅 彦 君 まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市 民 生 活 部 長 平 瀬 忠 信 君 健 康 福 祉 部 長 世 良 智 君
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君 建 設 部 長 富 田 健 次 君
一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君 波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳 君
千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君 会 計 管 理 者 田 中 祥 一 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 前 田 正 人 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 西 村 吉 一 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、本日、市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を順番に許可します。

まず、山下由美議員の一般質問を行います。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、保育・幼児教育の充実をということについて一般質問を行います。

宍粟市においては、行財政改革として、2016年2月に宍粟市公共施設等総合管理計画が策定されており、市立幼稚園、保育所、認定こども園の方向性としては、宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、中学校区を基本とする中で施設整備を行うとあります。より充実した保育・幼児教育を展開していくためには、それを利用する人々の意見を反映しなければならないと思います。この公共施設等総合管理計画策定時に市立幼稚園、保育所、認定こども園を利用している人たちの意見は聞かれたのかどうか。

また、この計画によると、財政的な理由で公立の保育・幼児教育の施設を全て民間に移行する計画となっており、宍粟市においてどのような保育・教育を展開してきたのか、していくのかという視点がない、問題ではないのか。

公立の施設は地域の教育・保育水準の基準となるので、地域に住む人々の意見を聞き、維持するべきである、どうか。

2015年4月から始まった子ども・子育て支援新制度ではありますが、4年半が経過した今、宍粟市の保育・幼児教育環境はどのように変化したのか。

幼児教育の無償化により、保育・幼児教育の環境はどのように変化していくと想定しているのか。

以上を市長と教育長に伺います。

続きまして、いじめ問題等のケースに対応するため、教職員の労働条件の改善ということで質問をいたします。

この間、いじめの問題を連続して質問してきましたが、学校がブラック企業になっていると社会問題化されている現状においては、労働条件の改善により、子どもの教育条件を整えることが急がれていると考えます。長時間労働を減らすためにどのような取り組みを行っているのか。部活動の負担軽減は進んだのか。カウンセラーやソーシャルワーカーなどの教員以外の専門職を非常勤ではなく常勤職員とするべきではないのか。

以上を教育長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私のほうから、山下議員の保育・幼児教育の充実をという御質問で5点いただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画策定時に幼稚園、保育所、認定こども園利用者の意見を聞いたかということですが、施設分類別の老朽化率で建設から31年以上経過した建物、その50%以上の施設に幼稚園や保育所が入っております、施設の整備につきましては、宍粟市幼保一元化計画に基づき、施設整備を行うこととなっております。

公共施設等の総合管理計画につきましては、一斉に更新とか、改修時期が訪れる、公共施設を計画的、また、効率的に更新、改修する視点で策定されたものでありまして、計画策定時にはパブリックコメントを実施し、御意見を伺わせていただいているということになります。

それから、2点目の幼保一元化計画についてであります。基本的にはこれまでも何度もお話しさせていただいておりますように、民間でできるものは民間という視点で、公立と民間の役割を明確にし、安定的な運営に考慮しながら、これまでの水準を低下させることなく、幅広い柔軟な対応となる仕組みを検討しているところでもあります。

宍粟市が取り組む幼児期の教育・保育は、毎年作成しております宍粟の教育の就学前教育・保育というところに、夢と希望を育み、豊かな人間性の基礎づくりというテーマのもとに具体的な取り組みの方向性を示しております。

就学前におきましては、幼児期の発達過程を見通した教育・保育計画を作成し、自他を大切に作る心や態度の育成、基本的な生活習慣の確立、また、遊びを通じた体力づくりの推進、子育て支援の充実、さらには、防災や安全教育の推進などに取り組んでおります。

幼児期の教育は、遊びを通して行う教育であり、民間、公立を問わず、各園所では宍粟の教育をもとに、教育・保育目標を掲げ、子どもみずから学べるような保育環境を整え、保育に取り組んでいただいているところであります。

また、子育て支援の環境整備としましては、幼児教育・保育のニーズの多様化に応じられるよう、延長保育であるとか、一時預かりなど、子育て環境の整備を図ってまいりました。今後もよりよい教育・保育を継続していきたいというふう考えております。

3点目の公立施設は地域の意見を聞き、維持すべきという御質問であります、地域内の既存の幼稚園と保育所を廃止して、新たな認定こども園を設置するという場合には、これまでも保護者や地域を対象に丁寧な説明会を開催し、理解を得た上で進めており、今後も地域住民の皆様や保護者の方々の御意見を伺いながら進めていきたいというふう考えております。

それから、4点目の保育・幼児教育環境の変化についてであります、子ども・子育て支援新制度が始まりまして、子育て中の全ての家庭を支援するため、多様な保育が確保できるように、認定こども園への移行、整備に取り組んでいるところであります。平成27年にちくさ杉の子こども園、平成28年にみのりこども園、今年度は戸原こども園と一宮北こども園の2園が開園し、来年度には仮称であります、一宮南こども園の開園に向け、現在建設中であります。また、現在、山崎地区におけるこども園の整備に向け、協議を深めていきたいと取り組んでいるところであります。

それから、5点目の幼児教育の無償化による環境変化についてであります、保護者の就労などから、幼児教育・保育のニーズが多様化しておりまして、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、多様化する幼児教育、保育のニーズに対応するための付加的な機能を持った認定こども園のニーズがふえてくるものと考えております。

次に、2点目のいじめ問題等のケースに対応するための教職員の労働条件改善についてということで3点御質問をいただいております。

まず、1点目の長時間労働を減らすための取り組みについてであります、教職

員一人一人が長時間労働の削減を実感できる取り組みとするために、例えば、各校で定時退勤日を週1回実施すること、さらにそれに加えて、小学校、中学校それぞれ市内統一の定時退勤日を実施したり、また、夏季休業中の一斉閉庁日を今年度から3日間に延長して実施したりするなど、市内で統一した取り組みを推進しているところであります。

また、市内全小中学校の代表者によります、宍粟市勤務時間適正化推進会議を実施しまして、各校の推進状況を把握したり、県内の先進事例であったり、市内の実績のあった取り組みを共有することで、教職員の負担軽減に向けた指導や支援を行っております。

さらに、山崎東中学校へスクールサポートスタッフを配置したり、事務部門の業務改善に取り組む事務職員をはりま一宮小学校に配置することで、教職員の労働時間の改善に努めております。

次、2点目の部活動の負担軽減についてであります。部活動のあり方に関する方針であります、しその部活動生き生きプランを策定しまして、現在、全中学校が週2回の休みを徹底することで、教師が子どもと向き合う時間の確保に努めております。

また、部活動指導員、今現在市内に11名配置しておりますが、この配置したことで顧問の部活動指導時間は平日、休日ともに減少しております。こちらも教師が日常の子どもの様子の変化等に細かく対応できる状況にあります。また、部活動指導員を配置したことによって、複数の目で子どもの様子を把握できる点におきましても、これまでよりもさらに細かな対応が可能となっております。

それから、最後、3点目の専門職を常勤とすべきではないかということですが、現在、当市ではスクールカウンセラーを9名配置しております。おおむね1人で2校を担当してもらっております。週1回の勤務となっておりますが、子どもたちの心のケアや教職員、保護者のカウンセリングなど、学校における教育相談活動の充実に支援をいただいております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては3名が配置され、宍粟学校サポートチームのメンバーとして週2回の勤務により、さまざまなケースに対応すべく、関係機関との連携や調整のために支援をいただいております。どちらも教職員を支援する大変重要な役割であるとともに、市内の全ての児童生徒、教職員及び保護者の支援にかかわっていただいております。

今後、これまで以上に子どもや教職員の支援が必要な場合には、県教委にも勤務

条件等のさらなる充実を求めて働きかけていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、保育・幼児教育の充実をというところから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、公共施設等総合管理計画策定時にパブリックコメントはとった。そこで市民の計画に対する参画を得たというような教育長の御説明だったように思います。この宍粟市公共施設等総合管理計画というのは2016年度から2025年度までを第1期とした10年間の計画であります。現在、第1期として7年間のこのような個別計画の案、これを策定中であります。この計画は限られた資源、人、もの、金、これを活用して効率的な行政運営を行っていくということで、この計画期間の10年間で公共施設の延べ床面積を9%削減する。このようなことを目的としております行財政改革であります。

そこで、この計画の中で、市立幼稚園、保育所、認定こども園の方向性としては2009年8月に策定された、先ほども教育長も言われました、宍粟市幼保一元化推進計画、これに基づいて社会福祉法人と民間による認定こども園の建設による機能移転を行うというふうになっているんですけども、私が問題だと思うのは、この宍粟市幼保一元化推進計画、これを策定するときに、市民の意見や要望を聞くことができているのではないかとということであります。どうですか、教育長。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 先ほども申しましたように、公共施設等の総合管理計画策定時を含めまして、パブリックコメントのほうで意見を伺っているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 公共施設等総合管理計画策定時にはパブリックコメントで意見を伺ったとおっしゃいますが、それは宍粟市幼保一元化推進計画に基づいてというところで、このもとになる宍粟市幼保一元化推進計画がどのようなものであるかということを市民が理解しておられなかったとしたら、全く無意味なものであると、パブリックコメントは無意味なものであると私は考えるわけです。

このパブリックコメントが始まったのは2011年に自治基本条例、これが制定されております。このときに初めて市民の参画と協働による市民自治の実現を目指して、宍粟市はまちづくりを進めていこうということで、この宍粟市自治基本条例の第17

条には、市民の計画策定への参画というのがあります。そこで、市の執行機関は総合計画を初め、重要な計画の策定に当たっては、市民の意見を反映するため、市民が参画する機会を保障しなければならない、そのようにありますし、また、次の18条にはパブリックコメントというのがあります。市の執行機関は重要な政策及び計画の策定に当たっては、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるとともに、提出された意見に対する市の執行機関の考え方を公表しなければならないということになっています。2011年からはこの自治基本条例が市で制定されたことにより、パブリックコメントも始まっております。

このパブリックコメントといいますのは、宍粟市で立てられる計画、これを市民に公表、例えば、インターネットでありましたり、また、図書館、各市民局、その他さまざまなところに計画書を置いて、市民に見てもらってそれが妥当かどうかを検討してもらおう。そして、意見をもらおうというような、このパブリックコメントという市民参画の制度ができましたのが2011年であったわけです。

ところが、この宍粟市幼保一元化推進計画は2009年、パブリックコメントの制度ができる前に制定されております。このことから考えても、市民の意見をこの計画に反映することができていないのではないかと、私は考えるのですが、教育長のお考えはどうですか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） パブリックコメントの前の段階だったということで、私の勘違いだったかも知れませんが、平成19年から今西暦で言われたので何年かちょっとわかりませんが、就学前の子どもの教育と保育のあり方検討プロジェクト会議、2010年ね、2009年、済みません、2009年、平成19年に就学前の子どもの教育と保育のあり方検討プロジェクト会議、いわゆる幼保一元化プロジェクト会議というのを設置しまして、そして、市内の幼稚園、保育所の現状や子どもの状況を踏まえ、よりよい子どもの教育・保育のあり方について、方向性について検討しております。

さらに、教育懇談会の開催ということで、山下議員も言っていただいたかも知れませんが、小学校単位でのこの計画について具体的に説明を申し上げまして、そして、住民、市民の皆さんの意見をしっかり聞かせていただいたという、その記録も私も見せていただいておりますので、間違いなく就学前の子どものあり方の基本方針について検討、また協議をいただいているというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私が申し上げておりますのは、2009年に宍粟市幼保一元化推

進計画を立てられた時点で、この計画に市民の参画がなされていない、これが大きな問題であると思っているわけであります。市民が計画に参画できないままに立てられた計画でありますから、計画期間の10年間で過ぎては進んでおらず、現在においても市民から我々が今まで経験したことがない提案となっているというような発言に象徴されているような、まさにこの計画は市民不在の計画ということになっていると考えております。そのように思われませんか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） こういうふうなやっぱり計画は市が主体となりまして、市の状況を勘案して、そして、計画を立てるものであるというふうに思っております。そして、その計画に基づいて、市民の皆さんの意見を聞いて、修正できるところは修正しながら実施していくと、こういうものが市の主体性を持ってやる行事である。そして、その中で議員の皆様のご意見をいただいたり、議論をいただくというふうなことで物事を進めていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 市が主体となって計画を立ててもらったところまではそれでいいのかなと思うんですけども、その後でその計画に対しての市民の参画が全くなされていないということが問題であると私は言っているわけです。そういうようなことでありますから、やはり現在でもさまざまな矛盾が生じてきて、そして、今宍粟市においてどのような保育・幼児教育を展開していくのかという視点がはっきりしなくなってしまっているのではないかと。現場で働いてくださっている方が一生懸命に子どもたちにかかわってくださっていることで、このような矛盾点が解消されているのではないかとというような不安すら覚えているきょうこのごろであります。

今年の4月に山崎地区こども園整備計画の案が幼保一元化推進計画の修正案として示されております。まず、建設候補地を決めてしまって民間の運営主体を公募するという方向になっており、この建設候補地を旧山崎市民局跡地、かしわの保育所付近、生谷、庄能、上寺付近、かみかわ緑地公園付近というように、あらかじめ決めてしまっております。そこにも市民の意見は反映されておられません。私はこういったことが宍粟市においてこれまでどのような幼児教育が展開されてきたかということ全く無視したものになっているのではないかとこのように考えていますが、教育長はいかがですか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 少し具体のことなので、私のほうから回答させていただきます。

先ほど言われました、山崎地区の4月に候補地のことを提案させていただいておりますけども、これにつきましても、議会、また、委員会等でも説明しておりますとおり、その土地に決まったというわけではありません。とりあえず市として、一つの候補地としてそれを提案させていただいております。そして、これからそれによってよりよい、まだほかにもここがいいよということの意見がありまして、決定を、そこについてはそれから今後決定をさせていただくということで、まず案を示させていただきました。そして、その後、皆さんの意見をこれからなんですけども、よりよい適地というのは決めていただきたいということで出しておるものでございまして、全然意見を聞いていないというものではなく、これから意見を聞かせていただくということを何回も説明をさせていただいておりますけども、そういうことで進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） とりあえず候補地を決めておくと、このやり方がこれまでの山崎地区での保育・幼児教育が積み上げてきたもの、それを否定する方向と言えるのではないかというふうに私は思うのです。

例えば、山崎中心部では民間施設が多いので、経営を圧迫しないようにむやみに公立の施設はつくらない、このように新聞取材で答えておられたので新聞に載っていたように思うんですけれども、しかしながら、この候補地なんですけども、100年の歴史ある民間の保育所のすぐ隣の土地、ここを候補地に挙げていて、ここを指定しております。

また、この候補地のすぐ近くには、現地建てかえでこども園に移行予定の保育園もあります。保育園やこども園が3施設隣接して建っていたら、やはりそれぞれ経営を圧迫してしまうのではないか。私はそのように考えて、ここから見てもこれまでの山崎地区での保育・幼児教育が重ねてきたこの実績、これを全く否定されているのではないか。これらのことについてのお考えはどうか、教育長。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） まず、その3つの候補地ではありますが、やはり提案というふうに部長も申しましたように、やはり利便性であるとか、それから、旧山崎町内を見たときの土地の確保ということで、案として挙げさせてはいただいております

が、今後皆さんの御意見を聞きたいというふうに思っております。

それから、例えば今山崎の旧市民局の跡地ということになりますと、隣接する保育所等があるということでのこと、これにつきましては要望書も出していただいておりますから、これまで幼児教育・保育に非常に歴史を重ねて取り組んでいただいた、その保育所等の意見を十分にこれまでの貢献から含めましても考慮させていただきたいというふうには思っております。

しかしながら、土地ということも考え、あれはうちの土地ではないんですけども、もしも、仮にあそこに開設するようなことがあるとしても、それは圧迫しないような定員等の考慮ももちろん十分話し合いの中で考えていくということは今後十分考えなくてははいけません、今山下議員がおっしゃられたようなことについては今後十分に住民の方の意見や関係機関と調整を図れるように、最大努力をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その経営を圧迫しないような提案を考えていきたいとおっしゃられましたけれども、どのような方法があるわけなんですか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 仮にということでもまず押さえていただきたいんですが、これは旧山崎市民局跡地に決まったという前提ではないということ、もしそうなったとしても、定員等の調整を図ると、そういう中で周辺との、例えば、あそこには山崎幼稚園もありますので、そういうことも含めて考えていくということで、あくまでも仮であるということ、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） はっきり申し上げまして、圧迫しないような方法というのは、私はないと思います。ですから、この山崎地区での保育・幼児教育がこれまで積み上げてきた実績、今、これらの施設で幼児教育・保育を受けて、今立派な社会人となって社会に役立っている方たちも私は本当にたくさん知っておりますので、こういった山崎地区での保育・幼児教育が積み重ねてきたものを否定する方向ということはやはり人間を否定する方向であり、教育長として許せないのではないかなと、先ほどの発言も私の感性として捉えて、とてもじゃないけど人間を否定する、そこまでいくような発言だったのではないかな。いつも私はこういったような自分自身の感性で捉えたことを教育長にぶつけておりますが、やはり教育長というのは割と

わかっていただけないわけなんです。私は福祉畑を働いてきましたから、教育畑とは違うのかな。でも、やはり人間が生きるということは大切なことなので、その辺も理解するように努めてもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 決して否定もしていないわけですけど、私の言い方が悪かったのかわかりませんが、最初に戻りますけども、候補地として挙げたところにつきましては、今後関係機関や市民の皆さんの意見を聞きながら決めていきたいと、その大前提であります。そこをまず第一に考えていただいて、今後の協議、議論を進めていくということで御理解いただいたらなと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その人間を大切にする保育・教育をしていただきたいと思います。

続きまして、市民不在の幼保一元化推進計画、これがもう一つ私がすごく心配しているこんなところにも矛盾として浮かび上がってきております。

公立の保育・幼児教育の施設を全て民間に移行する、この計画を実行するために、耐震診断も、耐震補強工事もなされていない幼稚園、保育所、これが残されたままとなっております。先日、市長は、災害に対する同僚議員の質問におきまして、現在はいつどこで何が起きても不思議ではない状況下にあるとお答えされておきながら、耐震診断も、耐震補強工事も行われていない幼稚園、保育所が残されているということは問題であるというふうには思われませんか、市長。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 耐震診断のことは後ほど御答弁申し上げたいと思いますが、冒頭、議員から幼保一元化計画の中で市民不在でつくったんじゃないかと、こういう御質問であります。

私は当初からかかわっておりまして、議員とも何回も議論した経緯もありますし、議会とのこれまで議論してきました。特に、当初の2009年であります、それは計画策定であります、それまでに計画に至る背景は、現在の社会福祉法人の先生方や、あるいは、幼稚園の先生方、あるいは、保護者の皆さんとも何回も議論させていただきましたし、それから、また別に委員会もつくらせていただきました。素案をもとに各小学校区、あるいは、中学校区、あるいは、自治会の皆さん、幾度となく私としては議論して、最終的にああいう形にまとめた、このように思っております。したがって、あれが100%でないということは十分承知しておりますが、決

して市民不在で計画をつくったという観点ではない、私はこのように理解しております。ただ、2009年から10年たって、時代も大きく変わっておりまして、幾らか変わりつつあります。当然、基本的には社会福祉法人さん等々の長い歴史の中で今まで幼児教育、あるいは、保育をしていただいた、そのことは十分踏まえながら、時代に合った形で今後も将来を担う子どもたちのために一体どうあるべきかなというところで今いろいろ議論もしていただいております、このように認識しております。

そういう観点の中で、特に、山崎のその3つのことではありますが、前にも一度触れたかもわかりませんが、議会からもいろいろ御提案があつて、早く示せと、しかも、旧山崎市民局跡地については一体どういうふうな使い方をするのか、あるいは、今よいまちプロジェクトを含めて駐車場用地、そういったことの御提案もいただいているところであります。

しかし、あの地につきましては、旧山崎の時代から長い歴史の中で何とか幼稚園の建てかえの移転をとという思いの方もいらっしゃいました。そういうことも含めて、一定の素案としてこれから地元や地域の皆さん、保護者の皆さんといろいろ議論する中で最終的に場所を決めていただこうと、こういうことでもあります。決してそこありきで教育委員会が提案したと、こういうものではないと、このように私は理解しております。

そこで、耐震の問題ではありますが、ちょうど耐震の補強につきましては、御存じのとおり、阪神淡路大震災以降、それぞれ公共施設含めて、特に学校、あるいは、幼稚園、保育所、そういうこともありましたが、一定の基準の中で、例えば、何平米以下、1階建て、あるいは、築何年、そういう中で耐震診断を実施するというように決まっております、その基準どおり、これまで旧山崎から新市になってもそれぞれ対応してきたと、こういうふうに私は存じております。その中で、一定年数も置き、老朽化もし、いずれにしても子どもたちのよりよい教育・保育環境を整えるためには、やっぱり園舎を含めて非常に重要な課題がありますので、幼保一元化推進計画の推進に合わせて、それぞれ建てかえをする中で、園舎を、あるいは、そういった建物をしっかりしていこうと、こういう流れがあつたと私は理解しております。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 幼保一元化推進計画のことにに関して市長が触れておられましたので、私ももう一度質問したいと思うんですけれども、この幼保一元化推進計画、

これが立てられて、議会に示されたとき、私はやはり公立の施設を全て民間に移行する計画になっておりましたので、これは反対だとずっと言い続けております。また、市民の方もこのところで反対者が多かった。でも、それをなかなか聞き入れてもらえずここまで進んでいるのではないかなと思うわけなんです、それはどうですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私も途中でいなかった部分もありますので、全部は言えない部分はありますが、基本的には社会福祉法人さん等で頑張っていらっしゃる皆さんについては、ぜひ何とか経営をしていただきたいと。しかし、その中で多分こういう方法に変わってきておると思います。当初から少し変わったのは、どうしてもできない場合に、あるいは、地域で、最終的には公が責任を持ちますという3つの段階でそれぞれ地域の中で説明して、今日に変わっておると思います。

それから、もう一つは、当初から私が思っておりましたのは、園区の問題が非常に課題としてありました。それも今議論の一つとして園区をどうしていく、特に、園区を解消していこうという方針もようやく10年たって出てきたのではないかな。これは議論の中で最終的に決まってくると思いますが、当初は確かに非常にある意味での一方的な部分があったと思いますが、市民の皆さんや保護者の皆さんという議論を交わす中で、少しずつ計画の中身も変わりながら、考え方が少しずつ時代に合ったようになっておる、私はこのように理解しております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） この10年前に幼保一元化推進計画、これができたときに、福元市長は市長ではあられなくて、ほかの方が市長だったときにでき上がったものだったわけです。そこで、福元市長になられたら、この全ての民間ありきという考え方が変わるのではないかと私は期待しておったところですが、そうではなく、やはり全て民間に移行する計画、これが全く変わっていないわけなんです。

そこで、今まで市の職員であられたときにも教育委員会等にも勤めておられて、非常にそういった方向でしっかりした市民の目線からの考えを持っておられると、思っていたのですが、やはり全て公立の保育、幼児教育を全て民間に移行するという計画を変えられなかったことに対して私は失望感を覚えた、そういうことを今お話の中から、ああ、そうだったというふうに再認識させていただきました。いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は当初の計画の策定の中で、ある意味事務的にもかかわったものとして、なかなか一線でぶれるということは非常に難しいことなんです。基本的な路線はできるだけ社会福祉法人の皆さんを含めてお願いしようと、これは変わらないことでもあります。しかし、そうしてもなかなかできない場合がありますので、現実を見ていただきますと、公立でこども園を運営しているところもあるということで、これはある意味、当初から見ますと少し変わっておると私自身は思っております。しかし、根底は可能な限り現在頑張ってもらっている社会福祉法人さん等にできるだけお願いしたいと、その考えに変わるつもりはありません。というのは、将来を見て、子どもたちの状況、人数の状況を踏まえますとなかなか厳しいのではないかなと私は常々思っております。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 先ほど公立でこども園を運営してもらっているという話がありましたけれども、実際に2019年4月には2園が公立でこども園として開園、公立一宮北こども園と公立戸原こども園。また、この2020年4月からは公立一宮南こども園、これが開園するわけでありまして、しかしながら、これは民間の運営主体の公募を何度もかけましたが応募がなく、公立にということでありました。それで、やはり市民の皆様から公立で本当によかったという声はよく聞きます。この点もはっきりさせておきたいんですが、市長、これについてはどう思われますか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は前にも申し上げたかわかりませんが、公立であっても、あるいは、社会福祉法人さん等にお世話いただくこども園であっても、私はそれぞれの立場で子どもたちの将来に向かって一生懸命努力していただいていると、こういうふうに思います。

ただ、運営のいろんな状況の中でどうしても社会福祉法人さん等がその地域は運営できないということになりますと、当初からこの計画にもありますとおり、市が責任を持ってということでもありますので、その方向で今日も来ておるとこのように理解しております。

現在、千種にあっても社会福祉法人さんが頑張ってもらっています。私はそういう両面の中で今あるわけでありまして、市としては、あるいは、多分教育委員会としても同じ目線でそれぞれ指導、育成、あるいは、かかわりを持ってもらっていると、このように理解しております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 先ほどの市長のお答えでちょっと勘違いされたら困るんですけども、私は、民間の保育所を否定しては決してしておりません。私の子どもも民間の保育所で本当によくしていただきました。その後、学校に行ってからなかなかちょっと大変でしたが、そういったこともありましたけれども、だから、決して民間を否定しているわけではありません。民間も本当に一生懸命宍粟市の子どもたちに対する教育・保育をしてくださっておりますということをしっかりとっておきたいと思います。

そこで、ちょっと先ほど話がずれたんですけども、耐震の問題です。耐震化がされていない、その中でも特に山崎幼稚園、これが建築が園舎北、1959年2月、私が生まれる前の建物なんです。建築後60年が経過している。また、園舎南、これは1968年3月、建築後51年が経過している。木造建築であります。いつどこで何が起きても不思議ではない状況下。このような耐震補強工事もなされていない建物で現在23名の子どもたちが幼児教育を受けております。また、預かり保育では9名の子どもたちが山崎幼稚園を利用しております。私は、この子たちを災害から守るために、命を守るために、明るい未来を保障するために今すぐにでも改修工事をする必要があるのではないかと思います。このことはずっと言い続けておりますが、なぜ耳を傾けようとしてくださらないのか。私は幼保一元化推進計画とは別問題、人間が生きるということ、人権の問題だと思います。

私は予算の委員会のたびにこのことは指摘しておりますが、例えば、宍粟総合病院の移転地を購入したとき、市長は臨時会を開いて、即補正予算を立てられました。このようなことを行ったでも、すぐに補正予算を立てて、改修、災害が起こったときに子どもたちの命を守るために補正予算を立ててしていかなければならないというふうに思っております。私は、宍粟総合病院の移転地を購入するよりも急ぐべき問題であると思っております。市長、また、ずっと子どもの教育に携わってこられました教育長、この件についてどのように考えておられますか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 総合病院の用地の購入と同じ次元でというのは大変少し違うのかなと私は思いますが、子どもの命を守るということではお互い当然であります。ただ、前からも申し上げているとおり、山崎幼稚園については築60年、歴史が100年から超えておるとい状況でありまして、北の園舎と南の園舎、その時々部分的な改修はしてはおりませんが、ただ非常に老朽していることは承知しております。

したがいまして、現段階ではいち早く幼保一元化をしっかりと進めることによって、施設を整えていく、こういうことで進めていきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 幼保一元化を進めるといふようなことは待っておられない、子どもの人権の問題だと私は申しておるわけでありまして。いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 子どもの人権を守る、命を守るということは当然のことです。その観点でいきたいとこのように思いますが、山崎幼稚園の改修のことに関しましては、できるだけ早く、前々から申し上げておるとおり、こども園という方向の中で、場所を含めて決めていただく中でいち早くやっていきたい、そのことの妥当性を私は考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私はこの問題はきょう今すぐにでも補正予算を立てて、行っていかなければならない問題じゃないかと。総合病院の移転予定地を買うのに約6,700万円、こういったお金をすぐに捻出されたわけでありましてから、お金がないというわけではないわけでありまして。やはり本当に何が今急がれるのかというところから施策をしっかりと考えていってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、6,700万円はちょっと数値が違ふと思いますが、基本的には子どもの命を守り、安全で安心な園舎や校舎やそういったことは当然のことです。そういうことも踏まえながら、いち早く山崎幼稚園のことについては前に行きたいと、そのことが私は今妥当性があると、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 申しわけありません、約6億7,000万円、これだけの公的なお金を使われる。だから、お金がないというわけじゃないわけです。6億7,000万円あれば耐震改修できると思います。その辺は本当に考えていってほしいなと思います。

それと、やはり宍粟市幼保一元化推進計画は本当に市民の方に理解してもらってなくて、市民からはさまざまな声が聞こえてきます。例えば、地域によっては公立幼稚園、小学校、中学校と近くに建設され、つながりを持っているというよさが

あった。認定こども園になり、離れた場所に移動したらそのよさがなくなるのではないかという声。また、新しく認定こども園の建設を進めるだけでなく、今ある幼稚園や保育所を残す、既存の建物を利用することを考えてほしい。これからの子どもたちに借金だけを残してほしくないという声、また、幼稚園や保育所を残し、保護者が利用施設を選択してできるようにしてほしいという声、また、私たちは現在の公立で十分満足している、なぜ民間なのかという声、このような市民の声が次々と出てきております。この10年以上前に立てられた宍粟市幼保一元化計画は計画策定時に市民が参画できていない。市民不在の計画であるという証明じゃないですか、これだけの声は今どんどん出てきているのは。どうですか、市長、教育長、お答えください。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私もあちこち保護者の皆さんと、あるいは、先生方とも話す機会がたびたびであります。特に保護者の皆さんはやはり朝から晩まで預かってほしい、あるいは、働きやすい環境をつくってほしい、午前中の教育をしっかりしてほしい、いろんな多種多様なニーズがあります。したがって、そういった特に若い人たち含めてのニーズにどう応えていくかといいますと、私は今の制度としては認定こども園の中でしっかりそれぞれニーズに合った教育保育を提供することが一番望ましい。そのために行政としてはしっかりそのことを捉えて進めていく必要があるだろうと、このように考えております。

それから、繰り返しになりますが、10年たちますと、やっぱりそれぞれかかわっていただいた当時の保護者の皆さん、当時のPTAの皆さん等ともまた違う観点もありますので、当然、その時々に関心のある方々の御意見をいただきながら、このことの解決を図っていくということは重要だと捉えております。

しかし、今日的な課題として常々議員からも御指摘があるとおり、人口減少社会の中で、将来を担う子どもたちをしっかりと育てる、このことについては大きな私たちの役目であろうとこのように考えておりました。そういう観点では現在、社会福祉法人で頑張っていておられるそれぞれの法人の皆さんや、あるいは、公立で頑張っている先生方の皆さん、それぞれ区別なく、これから子どもを考えていく必要があるだろうと、このように考えておりますので、そういう観点で私は子どもたちの将来に向かって、今ある計画をできるだけ早く地域の皆さんと一緒に議論する中で進めていきたいと、このように思っておりますので、改めてよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 先ほど市民からのさまざまな声を紹介させていただきましたが、やはり公立の幼稚園や公立の保育所、あるいは、もちろん民間の保育所、あるいは、それぞれ保護者が利用施設を選択できるようにしてほしいという声はかなり多数出ておりますので、そのところを承知しておいてもらいたいと思います。

そこで、私がやはり一番言いたいのは、宍粟市幼保一元化推進計画、これは計画策定時の住民参加が不十分であり、計画期間を過ぎているけれども、やはり計画どおりに進んでいない。見直すべきである、つくり直すべきである、そして、やはり宍粟市自治基本条例にあるように、市民の計画への参画や計画に対するパブリックコメントを保障するべきである。このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 今山下議員が言われました件につきましては、あくまでも当初からの幼保一元化計画につきましては、市長の答弁にもありましたように、それぞれの時点で十分じゃなかったかもしれませんが、それぞれの当時の意見等を十分聞いてつくっておるものでございます。また、それにつきまして、内容につきましても、やはり少子化が進んでいることについて、基づいての計画でありまして、それについても今も同様にやっぱり少子化が進んでおります。ということで、やはり今ある民間さんの力を、法人さんの力をかりて、子どもの数、絶対数が減っておりますので、やはり平成19年当初の体制を維持するのは難しいというのはもう間違いない方針でありますので、やはりこれからいろんなニーズに対応するには認定こども園という制度がふさわしいということには変わりありませんので、この計画に沿って、今おくられているのはこれからピッチを上げて進めていく取り組む必要があると思いますが、その計画については、内容については大きく変わるものではないと思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 宍粟市幼保一元化計画、大きく変わるものではない、見直しの必要はないということかなと思ったんですけれども、しかし、これは2009年度から2018年度までの10カ年を目標値として建てられた計画でありますので、今2019年度ですので、もう既にこの計画の期間は終了していると思うんです。そして、その内容もかなり変わってきていると思うんです。ですから、やはり新しく見直して、

つくり直して、今度こそはその計画に対する市民の参画、パブリックコメント、この計画を図書館とか、市民局とか、さまざまな市民の方が集まる場所に置いて、しっかり見てもらって、それに対する意見をもらう、そして、修正するということが必要ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 繰り返しになりますけども、具体の計画につきましては全てやはり地域の方、そういう方の関係者の意見を十分聞いて進めるといことになっておりますので、今の計画で実施に向けていくのは間違っていないと思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 計画予定の10年間で終了している宍粟市幼保一元化推進計画はやはり見直すべきではないかな、一般的に考えても思いますし、そして、今度、宍粟市公共施設等総合管理計画、この個別計画の中にもその10年間の計画期間が終了しているはずの幼保一元化推進計画、これに基づいて社会福祉法人等による認定こども園の建設により機能移転を行うと書いてあるのはおかしいのではないかなと思うわけですがけれども、いかがなのでしょう。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 計画期間につきましては、中身的にはこれからも変わりませんので、期間のところだけのことで、別に大きなものではないと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 中身が変わっていないとおっしゃられるんですけども、私は大きく変わってきていると思うんですけども、例えば、民間ありきでしたけれども、実際には公立のこども園が3園できているとか、それだけではなく、今度の山崎地区での修正、これらもありますし、大きく中身も変わっておりますし、また、計画期間の10年も過ぎておりますのになぜ変えられないのか。見直し、新しく作成されるということのをされないのかというのは、やはり本当に理解できないことでもあります。どうなのでしょう。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 今部長が申しましたように、期間は切れておりますが、内容的には継続というふうに言いましたけども、内容につきましては先ほど市長の言

葉にもありましたように、ぶれないことが大事であるという中で、それぞれ現実の中で公立をつくるというようなこともやっておりますし、山崎町内の状況についてもぶれない状況の中から現実に合わせて内容を皆さんの意見を聞きながら進めているというふうに理解いただいたらいいのかなと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 教育長の、特に今まで人を育ててこられた教育長の発言として非常に情けないわけですが、そんなふうに言われるとしたら、本当に幼児教育、あるいは、保育施設を行財政改革の対象としか見ていないようなことになってくるのではないかと、私はそれが間違っているのではないかと、今まで人間を育ててこられた教育長、どう思われますか、また、今現在、市の市政に直接深く携わっておられる市長、どう思われますか、お尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 内容の期限が過ぎていて、その内容を踏襲しているということで、見直しをきちっと図っていなかったことについては一度私も反省しなくてはいけないなというふうにも思いますけども、この内容の中で、宍粟市の子どもたちをやはり大事にするという観点につきましては全くぶれていないというふうに思っておりますので、この現在の計画に基づいて継続していくということで御理解いただいたらいいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に公共施設等の総合管理計画と関連して、含めてですが、当初からの質問でありますがお話があったとおり、やはり将来の長寿命化も含めたり、公共施設の適正な、あるいは、効率化、こういったことも目的で、さらに基本的には持続可能な町をどうしていくかということを含めて公共施設を考えていこうということでもあります。

ただ、その中に、保育所、あるいは、幼稚園については、そのことについては幼保一元化計画としっかりリンクする中でという、これも当然のことだろうと思っています。それだけ抜き出すというわけにもいかないと思っています。

それから、もう一つ、おっしゃるとおりだと私も質問を聞いて感じとったんですが、10年後計画がたって、その計画がうまくいっていかなかったらさらに延長するなりということだと思っておりますが、あるいは、見直しして、もう一遍ということの御質問だと思います。ちょっと正確な記憶はないと思うんですが、年限の延長とか、あるいは、そういったことについては多分内部で議論しておるのではないかなと思

うので、そこは少し確認をしていきたいと思います。ただ、根本的な計画を見直したり、基本的なところについては当然自治基本条例のことに基づいて、我々はやっていかないと、何のための自治基本条例だということになりますので、それとの合致も含めながら少し検討していきたいと、このように思っています。

ただ、基本的には幼保一元化の計画の大前提たる将来の子どもたちをしっかりと育てていこうという理念は私は変わらないと、このように思っています。ただ、私の市長としての立場はしっかり子どもたちが学んだり、あるいは、いい環境で教育・保育ができる、そういう条件整備をしっかりするという私の立場でありますので、このことは変わらないとこのように考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、もうほとんど時間がないので、財政的な行財政改革による持続可能な町、これも一つあるかもしれないんですけども、本当の意味での持続可能な町というのはやはり子どもたちがしっかり保育され、あるいは、幼児教育され、そして、その将来を担う子どもたちが生き生きと生きていける、希望にあふれた町、それが本当の意味での持続可能な町だと私は思いますので、やはりこの保育や幼児教育の施設は行財政改革の一環として捉えるのは間違っているのではないかなど。この総合管理計画全部を否定するわけではないのですが、その部分は間違っているのではないかなどと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 基本的な考え方は私もそのとおりと、このように思っております。

○議長（東 豊俊君） これで、10番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、津田晃伸議員の一般質問を行います。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） おはようございます。1番、津田晃伸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。一般質問も残すところ私を含めて2名です。最後までよろしく願いいたします。

今回は3つの項目で、計7点についてお伺いいたします。

まず、1つ目に広報戦略についてです。

広報というと市報で市民向けに情報伝達、行事などの案内を行うなどの業務が主要な仕事とされています。また、プレスリリースのような外への広報においても縦割りで実施されてしまっており、コンセプトが統一されておらず、発信力が弱くな

ってしまっているということもあります。広報こそ戦略的なストーリー性が重要だと考えます。

そこで、2点の質問です。

広報戦略は事業計画や投資計画をもとに練るもので、宍粟市では人口減少問題が最重要課題とされている中、交流人口をふやし、そこから定住人口増加につなげるよう、各施策と連動する、どうやって来てもらうかという広報にもっと特化すべきだと私は考えますが、市長のお考えはいかがですか。

2つ目に、今後ますます定住者を奪い合う自治体間競争が激しくなり、また、外国人訪問者を取り合うことにおいては、国内だけではなく、海外の都市とも競争せざるを得ないような状況になっています。

企業でいえば、マーケティング関連の部署、広報担当部署は重要部門となってきました。縦割りではなく横断的な広報戦略の司令塔を置き、ターゲットごとにどういったツールで何を伝えるか、これを整理して戦略的な広報を実施することが重要であると考えますが、この点について市長はどうお考えでしょうか。

続きまして、2つ目、発酵のふるさと宍粟と宍粟ブランド認証品についての質問です。

去る8月19日付の観光協会のプレスリリースにおいて、第3次宍粟ブランド認証品決定の発表があり、同時にパンフレットも配布されておりました。同時に、市の報道発表では、発酵宍粟をPRする、発酵のふるさと宍粟のロゴの活用について発信されました。しかし、両者に連携がなく、違和感を覚えたので、どのようなお考えなのか、改めて伺いたいと思います。

まず、この1つ目、第3次宍粟ブランド認証品の中に発酵関連の特産品がないのはどうしてなのか。

次、このロゴ、認証品パンフレットの活用方法は落としどころが見えないが、どう今後PRして、具体的にPRしていくのか、具体的に伺いたいと思います。

次に、宍粟でも若い世代では宍粟市が日本酒発祥の地であることや今回発表された認証品ブランドの知名度もまだまだ低いと思います。発酵のふるさと宍粟のシンボルマーク、ロゴよりも先により広い範囲となる宍粟ブランド認証品のシンボルマーク、ロゴ等をつくって認知させるべきではないかという考えがあります。当局の見解をお聞かせください。

最後に、観光協会についてです。

これまでの観光協会は、地域の観光振興のためにPR活動やイベントの実施、案

内所の運営などといった役割を担ってきたことで、一定の役割を果たしたと思います。しかし、現在は人口減少、少子高齢化、成熟化社会、訪日外国人観光客の拡大等の難しい対応を迫られています。これは、従来のような観光協会の運営では対応し切れない、こうした状況に対応するためには、これまで以上に高度な観光地としての経営を担う観光協会が求められているのではないかと考え、今後の観光協会のあり方を伺います。

観光協会のホームページに関して、現在、点在する観光スポットや宿泊施設、飲食店、特産品を総合的に紹介しているが、項目ごとに羅列するのみで、宍粟市の売りが明確に感じられません。訪問した人が宍粟市に興味を持って訪れてみたいと思う仕掛けや、コンテンツの見せ方が必要だと感じます。ホームページをリニューアルして、各施設や観光スポットの魅力を的確かつ詳細に伝える総合案内サイトを構築する考えはないか。

最後に、地域の観光資源と観光客をスムーズに結びつけることが重要であると考えます。観光地づくりの企画、立案、実行機関であることが今後ますます求められると思います。町並みや地域の文化を観光に結びつける体験活動や町歩きガイドを観光客に発信、販売したりする取り組みについては既に実施や検討されているでしょうが、今後の展開についてお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 津田晃伸議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、津田議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

私のほうからは、広報戦略という質問の中でまず答弁させていただいて、あと、発酵のふるさとの関係、観光協会については担当部長等々からより具体的ことも含めて答弁させていただきたいと思います。

特に、広報戦略で御質問の中でありましたが、まさに戦略的なストーリーを持ってそれぞれプレスをしていくことが重要だと、こういう観点での御質問だとこのように考えておりました。私も宍粟市の魅力含めて、宍粟市をどう発信していくかということについてはやはりある意味の戦略を持ってということは非常に重要だと常々捉えております。私自身は、例えばであります、毎月1回、各新聞社含めて情報発信する日を決めておりました、テレビ、新聞それぞれに来ていただいて、記者さんに来ていただいてプレス発表しております。私は常々基本的なストーリーの

中の柱は私は森ということに柱を置いております。森からということがありますが、森から波及するということに対して私は常々考えております。ただ、現実の宍粟市のよさを発信する、あるいは、アピールする上で、常々御意見いただいておりますとおおり、決して今の広報の取り組みがベターだとかこのようには感じておりません。したがって、プレスリリースの発信力が弱まっていると、あるいは、弱いということで、そういう御指摘だとかこのように思っておりますので、今後、さらに宍粟市をPRするとともに、市外の方々が宍粟市を訪れたいくなる、そんな広報をする必要があると、このように考えておりますので、さらに戦略的に描いていきたいと、このことが非常に重要だとかこのように思っています。

同時に、交流人口の拡大と同時に、関係人口というふうに言われておりますが、そういったことの広がりを努めて、広報の戦略で進めていくことが重要だと、このように考えております。

ただ、2点目のストーリーの戦略を描くにはやっぱり司令塔が必要だという御指摘であると思っておりますが、特に、森という私自身の基本的な考え方の中には当然であります。地域創生総合戦略によって市外からの移住や、あるいは、市民の皆さんに定着や、そういったことを含めてアプローチをしておるところであります。司令塔の配置については私は効果的だとかこのように考えておりますが、ただ、現段階では広報担当もおられるわけですが、まさにスポークスマンとしての役割をどうこれから演じていただくかということについては、今後大きな課題としてともども検討をしていきたいとこのように考えております。

私は情報発信というのは人を動かす重要なアイテムだとかこのように考えておりました。その重要性は当然認識しておるところであります。ただ、大変申しわけないところ、各方面からももっと発信力を高めるといことも常々言われておりましたし、議員からも常々何回もこの御質問をいただいております。今後しっかりとこのことの検討を進めていく必要があるとこのように捉えておりますので、今回の提案をもとに、さらにこのことについては強力に進めていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、最初に発酵のふるさと宍粟と宍粟ブランド認証品についての質問にお答えしたいと思います。

1点目の第3次宍粟ブランド認証品の中の発酵関連の特産品といたしましては、既に商品化されている宍粟三尺きゅうりのかす漬け、また、播州山崎藍染が該当し

ております。今後の発酵のまちづくり推進協議会で開発される新たな商品を含め、生産者と醸成する中でブランド化を推進していきたいと考えております。

2点目の活用方法やPRについてでございますが、宍粟市が日本酒発祥の地、発酵のふるさとであることを市内外に発信し、認知度を高めるために、このたびロゴマークを作成しております。発酵関連食品の商品の製造事業者にロゴの活用を打診し、推進していきたいと考えております。また、このロゴマークを使って、名刺に活用したいといった申請もございまして、あらゆる場面で活用いただけるように周知していきたいと考えております。

3点目の宍粟ブランド認証品のシンボルマーク、ロゴの作成についてでございますが、まだ認知度が低いようでございますが、しそ森林王国観光協会では、ブランド認証品制度立ち上げに際しましてロゴを作成しております。ブランド認証品が徐々に広がりを見せている中で、市といたしましても強力に関連部局と連携を図りながらプロモーションを進めていきたいと考えております。

続きまして、観光協会についての御質問にお答えいたします。

1点目のしそ森林王国観光協会のホームページについてでございますが、現在の旅行形態は団体旅行から個人旅行へと移行し、事前にホームページ等を通じて旅行を計画することが主流となっております。発信する内容によっては、観光入り込み客に大きく左右するものでございまして、効果的な情報をタイムリーに提供していかなければならないと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、本協会のホームページを見られた方が知りたい情報を負担なく得られる十分な環境になっているとは言えず、協会では今回、ホームページの更新に向け、現在検討を進めているところでございます。

今後、協会と連携しながら、この事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、今後の事業展開でございますが、宍粟市は森とともに歩んできた町であり、森から多くの恵みをいただきながら発展し、観光においては豊かな自然資源を活用し、観光誘客に寄与しております。今後においても、この森を軸とした観光地づくりに取り組んでいきたいと考えております。

さらに、歴史や発酵文化との連携、食、体験、温泉地をつないだモデルコースを造成し、市、しそ森林王国観光協会、地域、まちづくり団体等が連携し、魅力のある観光地づくりに計画的に取り組むまいと考えております。その推進の中核的な役割は当然この協会が担っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど市長のほうからも、やはりそういう広報のところ、もっと特化していかないといけない。本当に私もそうだと思うんです。ただ、今当然秘書広報課、そういう部署もあります。ただ、本当にそれが今の体制でやっぱりもっと視野を広げていくような、情報っていろんな、各自治体によっていろんな発信の仕方、工夫されているところってものすごくあるんです。でも、今のこの業務の中でそういったところに目を向けて、もっと専門的に特化していく部署をつくっていかないと、私はちょっとマンパワーが不足しているのか。先ほどの観光協会もそうなんですけども、やっぱりその辺がちょっとまだまだそういう専門の部署を私自身、立ち上げてやっていないと、やっぱりいいものがたくさんあるのに、その辺の発信力が弱いんじゃないかなという思いがあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） あんまり立ち入って言ったら、総務部長さんに怒られたらあかんのですが、私も考え方は同感であります。今、県のほうも広報専門員ということで、県民に発信する人と、県外へ発信するのと区別しながらいろいろやられています。特に、広報の担当というのが、例えば、市役所内部のいろんな情報を集約して、どのように発信していくか、区別しながら発信していくことが重要だと思っています。特に、私は市外へ発信するのは宍粟市の魅力や、あるいは、宍粟市へ来てちょうだいよというような思っていただけのような発信、それから、市民の皆さんには市の情報も含めてであります、市にこんないいところがありますよと、ある意味誇りが持てるようなことも含めて発信していかないとなかなかだめだと思っています。そういう意味では今議員が御提案あったようなことについては、できるか、できないかはわかりませんが、マンパワーのこともあります、私は必要だとは認識をしております。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） ここで私もちょっと1点、中津市ですね、空揚げの聖地として一躍有名になった地域の話なんですけども、中津ってもともと空揚げ屋さん、揚げ物屋さんが非常に多かったと。その中で唯一全国でケンタッキーさんが撤退した町だということで一気に知名度が上がっていった。それがメディアに取り上げられて、今やも空揚げの聖地として、これが中津市の事例というのもある記者がたまたまそれを目にして、それを新聞にぶち込んだと、そこから一躍広まっていったと。

これって本当にほかの地方にとって学ぶべきことはたくさんあるんじゃないかなと。まず、全国的におもしろい素材、ストーリーを掘り起こしという部分では、まず全国区になる可能性を秘めたダイヤの原石ってどこの地域に眠っていると思うんです。ですが、これは地元の人たちはそれを毎日接していて、当たり前だとなっている。それがゆえに、その価値になかなか気づかないという。だから、中津では小規模な空揚げ店が町のあちこちにあった。それが地元の人たちにはそれが当たり前だと。でも、それが唯一ケンタッキーが撤退した町だということではんと一躍有名に。こういうストーリー性、地元にとって当たり前を外部の人の目にさらすこと。そうすると、高い確率で当たり前ではない点を見出してくれます。よそものの視点というのは本当に重要だと思います。記者の多くはよそものです。そして、ほかの地域についてもよく知っています。そういう彼らの意見に耳を傾けること、そういう思わぬ価値の発見にもつながりますので、そういった視点も取り入れるような発想でまた進めていただきたいのと、きょうちょっと事前配付で資料をお配りさせていただいています。これは民間の広報戦略、宍粟市の参考になればいいなと思って、きょう某サファリパークのある一部だけを取り出させてもらいました。これは本当自虐ネタ、ユーモラスなコピーで笑いを誘って、これは若い世代でSNSで拡散されたわけです。そうすることによって、ゴールデンウィークの入場者数が前年度対比で35%上がったと。宍粟市の立ち位置からも同様の手法が使えるんじゃないかなと。だから、やるからにはありきたりではなくて目を引くインパクトある仕掛けが必要になってくるんじゃないかなと。そうなってくると、まさにそういう専門的な、そういう発想、特に、市役所の中でも若い世代の方、もっと発想を持たれている方、いろんな発想を持たれている方がいらっしゃると思うんです。やっぱりそういう方たちでそういう舞台をつくっていくのも重要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） ありがとうございます。津田議員にはこの間、SNSの活用であるとか、広報戦略についてはいろいろ御提案をいただいて、その都度、少しずつですが、改善をしてみているというところでございます。

今、マンパワーの、あるいは、専門的な職員という部分での御提案をいただきました。市役所の中には広報情報委員会という職員の集団を設けておりますが、今津田議員がおっしゃっていただいたような機能がなかなか果たせていないのではないかとこのところも分析として反省をしないといけないな、そんなふうに思っていま

す。

ただ、今後においては、今おっしゃっていただいた、どこに素材があるのかというところの着眼点、そういったところを注視できるような雰囲気もつくっていかないと、戦略的な広報というのは描けないのかなというふうに考えております。

さらには、この6月からは、秘書広報課の中にこれまで経験したことのある職員、臨時職員ですけれども採用し、今徐々に改善を加えておるといところでございます。

具体的に言いますと、例えば、宍粟市の風景をホームページにアップする、ただそれだけでいいのかという視点を今加えております。徐々に広報誌もそうですけれども、そこに人が介在する、人がどういう暮らしをし、どういう動きをしているのかというのが、例えば、写真の中から想像してもらえりような魅力を発信をしていきたいというようなどころでの改善を今加え始めているところでございますので、今自虐ネタというふうに御紹介いただきましたけれども、いろんな方法があると思うんです。そういう自虐ネタの部分もありますし、宍粟のよさを少しメッセージとしてどういう見せ方をするのかというところの工夫をする。そんなところを今、徐々に始めておりますので、今後も努力を続けていきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） ぜひ、なかなか行政の職員さんの中だけではもしかしたら出てこないかもしれない。ただ、今調べれば、非常に地方創生とかで、いろんな企業さんがPR等で取り組まれているんです。民間の知恵なんかを入れられて、それをもう既に取り入れられて、自治体の中でもそれを使われている自治体も非常に多かったです。ぜひそういったのも参考にさせていただきたいなと思いますので、せっかくこの後の認証品ブランドとか、発酵のロゴ、発酵のふるさと宍粟、こういったもの全て共通してくるんです。これらが結局一部で発信されていることは、この発信力がせっかくいいものをつくってもうまく活用されていない。だから、そこをつくるんだったらやっぱりそういったものをぜひうまく活用できるような形にさせていただきたいなと思いますので、ぜひそういう先ほど市長のほうも言われていたけれども、そういう専門部署の立ち上げ、横断的に行政の広報活動を担えるような部署をぜひ立ち上げていただきたいなと思いますので、お願いしたいなと思います。

続きまして、先ほど発酵のふるさと宍粟と、宍粟のブランド認証品についてに行かせていただきます。

先ほど部長のほうから第3次ブランド品認証の中に発酵関連の特産品が2点あるという話を聞きました。でも、これは先般配られたブランド認証品のこういうパン

フレットができていますけど、その中には入っていないんです、その商品が、言われた商品が。それはどういう、その辺がどうなんだろうなというのでちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） このパンフレットのことだと思うんですけど、この中に発酵食品のほうが含まれていると思うんですけど。

○1番（津田晃伸君） 何ページ。

○産業部長（名畑浩一君） 最終ページに目次があるので。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 済みませんでした。1回目、2回目の認証会議の中で、漬物等、自然薯であったりとか、葉わさび漬け、こういったものが発酵食品として登録されております。この三尺きゅうりと藍染につきましては、今後発酵協議会、この中でもう既に議論されているものでございまして、こんなものも含めてブランド化に努めていきたいといった説明をしたかったのですが、ちょっと説明のほうの間違っておりました。申しわけございません。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） ぜひパンフレット、やっぱりつくるのであれば、そういったものもきちんと精査して、じゃあ、これは結局ふたをあけたら入っていません。でも、そうやってつくられている認証、今後進められようとしてされている中で、いいと思うんです。このパンフレット、私思うんです。せっかくだつくれたんですけど、これは例えばデジタル版でも何も残っていないという。観光協会のホームページに行ったらあるのかなと思ったらそれもなかったんですね。だから、これをつくって終わってしまうのか、これを使ってどういうふうにして戦略を持って、これは宍粟のブランド品、宍粟市が認定した宍粟ブランドのものだということで、これをどういうふうなストーリーを持って売り込んでいこうかなという、戦略を持たれているのか、

その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） こういった商品を展示しているところ、こちらのほうにこういったパンフレット等も配布してPRしているわけなんですけど、やはりこういったパンフレットであったり、ポップのほうがないとなかなか商品も目につかない。こういったところでやっぱりパンフレットと商品は連携して進めていく、PRしていく、こういったことを考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 実際こういったものが本当は宍粟市のPR館に全部の商品が並んでいるとか、あと宍粟市でこれが、ここに行けばこれが買えるんですよと、1カ所で、そういったものがあってしかるべきだと思うんです。これは点在しているだけで、各自、あなた、これを見て買いにいつてくださって行かないでしょう、お客さん。もうちょっとそういう視点で、せっかくつくるんだったらこういったものがきちんとどこに行けば売っているんだ、そこで買える場所、先般も話が出ていましたけども、そういう場所も含めて、でも今すぐそれができない。そうなってくると、例えば、神戸と今姫路、アンテナショップがありますけども、そこに行けばこれがあるのか、全部そろっていますかと、ないんですよ、今、全部の商品が。だから、それを、PR館の役割もそうなんですけども、ただの野菜売り場でいいんですかと。宍粟市に来てもらうためのPR館なんですから、こういったものがきちんと並んでおかないと、そこで、宍粟市に来てもらって、こういうものが売れるような仕組みづくりというのを本気で考えないといけないんじゃないかなと思うんですけども。その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 議員のおっしゃるとおり、その方向で事業のほうは展開しております。例えば、宍粟ブランド品認証品フェアとか、こういったものも商品、同じ時期にできないのであれば、できるものでそろえてそういう認証品フェアをやっていくとか、そんなことは効果的な事業だと思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 部長、フェアじゃなくて、これがPR館とかに常に置いてあるような、せっかくブランド品と認証して、宍粟市の認証品、ブランド品として認証しているわけですから、こういったものがじゃあ、市内でどこで買えるんですか

と、それは今後考えていかないといけない部分だとは思うんですけども、例えば、市の道の駅に行けば、これは宍粟市の、例えば、一宮、波賀の道の駅へ行けばこれは売っていますか、全部、そろっていますか。そこなんですよね。その辺はどうですか、全部そろっていますか、これは今。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 全部はそろっておりません。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） だから、そういう仕組みづくり、せっかくこれを宍粟市の認証ブランドだと立ち上げてつくったのに、これの使い道、結局、じゃあ、僕たち、第三者から見ると、つくったことだけでこのパンフレットをつくっただけで終わってしまうんじゃないかなと。どうやってこれは戦略的に売っていこうかなというストーリーも何も感じられないんですよね。そこが先ほどの広報ともつながってくるんですけども、そこがちょっと弱過ぎるんじゃないかと、全くの戦略性もないですし、ストーリーもないですし、これがまた姫路の今からのきて一な宍粟、そこにも今並んでいない。その状況、だから、これをつくった意味ってどうしたいんだろうなど、そこが全然全くやっぱり伝わってこないという部分があるんですけども。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 今回ブランド認証品をつくり、この制度を設けまして第3回となっております。第3回で23品が集まったわけなんですけれど、やはり先ほど津田議員がおっしゃるとおり、このことは戦略的に売っていかなければならないことであって、また、発酵文化、これも発酵を起点としたまちづくりを進めているわけなんですけど、強力なアイテムになってくると思いますので、戦略的にこのことも生かしていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） もう一度これの、せっかくこれをつくったもの、宍粟市、結構こういうものが多いんです。つくってそのまま終わってしまうみたい。やっぱりこれをうまく、先ほど全部広報とつながってくるんですけども、そのやっぱりせっかくつくったものをうまく活用する仕組みづくり、これは非常に大事だと思うんです。その辺も含めてそろそろうまくやっていかないといけないと。

この発酵のふるさと宍粟、今回私自身、これは日本酒発祥の地宍粟のほうにインパクトがあるのかなと思っていたんですけど、これをロゴの上には日本酒発祥の地と入っていましたけども、これを発酵のふるさと宍粟と売り出す経緯、こっちをメ

ーンにしたという、その辺はどのような経緯があったのかなど。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 宍粟市が発酵のふるさと宍粟、これを売り出す原点になったのがやはり庭田神社を中心とする日本酒文化、このことから始まってきたと考えております。日本酒も当然発酵食品でございますので、それを含めて宍粟の発酵文化全体的なところを発信していこう、こういったところでの取り組みとなっております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） この発酵の町という、こちらにも配付資料の中でお配りさせていただいています。実際にこの発酵の町、今全国でトップ10が出ていますけども、この中、これら、こういった町が発酵の町として今売り出しているわけです。そこに後発で宍粟市が発酵の町で勝っていく。かなりの戦略性がないとなかなか難しいと思うんです。どういう計画を立てて、今からこれを進められようとされているのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいなと思うんですけども。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） この発酵のまちづくりにつきましては、発酵文化を生かしたまちづくりを推進するために関係者が連携し、観光振興及び市民の健康増進に取り組み、発酵文化の向上と普及促進を図るということで、二本柱で進めたいと考えております。

1点目がまず産業振興の面、もう一つが健康、食育の増進、この二本柱を考えております。

目指す方向としましては、将来できればいいんですけど、目標なんですけれど、まず発酵レストランとか、発酵文化の研究所、発酵伝統食の継承とか普及、さまざまな発酵体験、これには先ほど申しました播州の山崎藍染とか、それぞれ地域に根づく漬物とかぬか漬、こういった文化があろうかと思えます。

進め方としましては協議会をつくって、3つの部会を立ち上げてございます。1つは、展示、情報発信の拠点部会、もう一点が発酵特産品の開発部会、もう一点が発酵特産メニューの開発部会、この3つの部会を設けて協議会の中で議論していきたいと考えております。当然これには市民が総出で参画する市民参画の推進、こういったところが一番のベースになってくるかと考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 当然これを進めようとされていく中でいろんな研究も視察等

もされていると思うんです。その中で、じゃあ、今部長のほうからいろいろ答弁を聞きましたけども、例えば、これは多分それらの話、ほとんどほかの地域でも同じようなことをやられていると思うんです。じゃあ、それに今からそれよりも勝っていこうと思ったら、ほかの地域にない、独自性の高い差別化のポイントというのを考えていかないといけないと思います。そこで具体的に何があるのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 津田議員からいただきました、提出いただきました資料の中で、3位の千葉県神崎町とあるんですけど、こちらのほうも前年度ですけど、視察のほうに行かせてもらいました。ここはもともと発酵食品が多かったということで取り組まれているんですけど、ここは一つの酒蔵といいますか、メインの拠点を作りまして、発酵の町ということで売り出されております。宍粟市につきましては当然先ほど申しましたとおり、日本酒という大きな原点といいますか、武器がございます。それに歴史が加わった風土記、この歴史が加わった大きな戦略的なアイテムがあると思います。これらを起点として発酵文化を発信していきたい、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） なかなか今答弁、細かい話はまた委員会のほうでいろいろやっていただければと思うんですけども、私自身、今回ここでお伝えしたいのが、やっぱり地域のブランディング活動を通してどういった価値を誰に提供していきたいかというのをやっぱりその辺を明確にして、特産品をただ店舗に置かれているだけではなく、置いているだけじゃあ購買意欲は触発されないと思うんです。しかし、文化的建造物や家屋の中で見学や試食という体験を通じた販売方法であると、その製品自体の魅力が空間と体験によって高まっていくと。そして、市民がそういう消費者に体験を通して感動や共感を提供する場を創出するような、そういう取り組みをぜひ進めていただきたいと。市民が、当然市民が発信者であって、インフルエンサーの立場でもある。やっぱり市民に認知してもらうことというのは地域のブランディングの成功要因に一番なっているんです。その辺をぜひ進めていただきたいなという思い、その中で、今回先ほど発酵の町の下に地域ブランディングの成功事例として、瀬戸内海の直島の事例、出させてもらっています。この直島という島、島×生活×アートをキーワードに地域ブランディングに成功した島。皆さんも御存じだと思います、アートの島ということで、これは実際調べると民間の企業がバックについたりとかというのがあったんです。通信教育の企業が後ろについていたわけ

ですけれども、実際平成4年にたった3万であった観光客を平成25年には23倍になる66万人にふやした。今では欧米や中国などから海外の観光客を多く含んでいることが特徴です。これは実際行政が空き家になった古民家を改修して、それをアーティストが作品を出す。文化財や建築家の安藤忠雄さん、博物館を始めて、その作品を、こういったのを島全体にアートが点在することで人が訪れてきた。この直島の行政って何が一番私はすごいなと思ったのが、常に島民の島満足度を意識させた。だから、観光業を主眼を置かずに、まずは島の満足度を向上させるんだと。住民が誰かを招待したくなるような自慢の島をつくり上げて、その結果、多くの人々が島を訪問してきた。そういうスローガンを掲げて、そこに一番着手されたんです。これは宍粟市も本当にそうだと思うんです。今宍粟市で我々の親の世代、もう帰ってこなくていいよと、もう都会で暮らして、そのままこっちへ帰ってこなくていいよと、そういう町でいいだろうか。やっぱり今住んでいる人たち、おまえ、ここで子どもを育てるよと、ここに帰ってこいよと、やっぱりこの地域の人たちが満足するような町を、そういう町をつくっていかないといけないと思うんです。そのためにもこの宍粟市にあるものをうまく発信していく、これは非常に大事なものと思うんです。私自身も一度出ましたけども、やっぱり町のよさに気づいて、やっぱり子育てはここでしたいという思いがあった。それはやっぱり地元、この地域で育てられたという、やっぱりそういう気持ちをうまく発信していく、それを伝えていく、我々世代がそうだと思うんですけども、やっぱりそういった町にしていけないと、やっぱり今住んでいる、この町に住んでいる人たちが親御さんたちがやっぱり子どもたちに帰ってこいよと、ここに帰ってくるんだよと言えるような町を皆さんと一緒につくっていかないといけないと思いますので、ぜひこういったものもいろんな、なかなか行政だけじゃあ難しい部分があると思うんです。民間の力、うまくそこを取り入れていただきたいなという思いがあるんで、ぜひそういうふうに進めていただきたいなと思います。

あと、この海士町と、島根県のほう、これも出していますけども、これも実施やるとなったらやっぱり名刺とかにロゴなんかをばんと打ち出してやっているわけです。ですが、今宍粟市の中で、宍粟市が発酵の町、これを今から売り出すんだという思いの中で、これは名刺とかも全て変えられたのでしょうか。いかがでしょうか、ロゴを入れられて。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 名刺については個々に今作成をしておるわけですが

ども、発酵の町のロゴについてはこれはつくった段階で各職員には配信をし、実際に使っておるといふ職員もおるといふ思います。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） その辺もぜひやっぱり市が、市長がトップとしてこれをこれを進めるんだとなってくると、当然これは皆さんが共感して、我々議員もそうなんです、そういったデータをいただいて、それを発信していかないといけないわけですから、ぜひこれは市の中でこれをするんだという強い意思表示も含めて、進めていただきたいなと思ふしますので、よろしくお願ひをします。

今回いろいろ提案はさせていただきたいなと思ふます。

続きまして、観光協会の話に移らせてさせていただきたいと思ふます。

先ほど部長の答弁からも、観光協会のホームページを見られて、今から変えていこうという話。私自身も宍粟市の観光協会のホームページを見て、やっぱり物足りなさ、もう一個ワンクリックしたくなるような仕組みがやっぱりない。じゃあ、宍粟市、一番大事なのは、先ほどから話しているようにやはり広報のところなんです。やっぱりそこに行くまでが、たどり着くまでが非常にやっぱり大事なんですけども、せっかく来てもらった人がもう一個見たくなるような仕組みづくり、これをぜひ研究していただきたいなと。

その中で、もう一個、シティプロモーションをやっているコンサル、これはさいたま市の観光協会が使っている、これも事前配付で出させてもらっているんですけども、実際にこういう、もともと埼玉でださいたまというあればやゆされたことを逆に生かして、タサいたまというコンセプトをもとに埼玉としての魅力を発信していくサイトをつくっていると。これは観光協会がやっているんだと。ただ、こういったのも、これはたまたま今回、ほかにもたくさんあったんです。こういったものも、民間の企業でもう既にいろんなことに使ってやられているところはあるので、ぜひそういったところは行政だけでやろうとするんじゃなくて、やっぱりうまくこういうシティプロモーションを手がけられている会社は非常に多いんです。その中でいろんな資料をやっぱり使ってもらいたい。やっぱりその視野を広げる、もっともっと広げてやっていっていただきたいなと思ふますので、その辺の、これを見られて部長、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 資料のほうを見せていただきました。姫路のサファリパークと埼玉も自虐ネタを逆にとった非常にインパクトのあるPRだと思ふます。

PRの、戦略的なPRといったら三原則があると思います。1点目がやっぱりインパクトの強いビジュアルであったり、2点目がその地域の歴史とか風土とか、文化、これを活用したストーリー性、それとあと、コンパクトなキャッチコピー、この3つが戦略的なPRにつながってくるのかなと思いますけれど、これでいきますと、やはりその原則に基づいて作成されていると思います。こういったものを参考にしながら、宍粟市も戦略的なPRに努めていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） こともそうなんです。実際市長にちょっとお尋ねしたいんですけど、こういうプロモーション活動もそうなんですけど、こういったところにやっぱり視野がいかないという今の体制が私自身ちょっとどうなのかなと。本来やっぱりそれだけ仕事に追われている、確かに観光協会、行政から行かれています方、どこのイベントに行っても大体来られているんですよね。だから、マンパワーが不足しているんじゃないかなと。今宍粟市で観光で人を呼ぼうという動き、あと広報活動もそうです。広報で出られているんだと思うんですけども、その中でやはりマンパワーが非常にちょっと足りていないんじゃないかなという思いが私自身あるんですけども、その辺市長、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 確かにその任にあがっていただいております職員も非常に激務の中でやっていただいておりますわけですが、そのマンパワーのことについてはまさに今も働き方改革でといいながらも頑張っております。トータル的にそのことは考えていかなあかなとこのように思っております。

ただ、冒頭ありましたとおり、広報というのは非常に戦略的なことによって町をPRしたり、あるいは、市民の皆さんにも我が町の誇りを持っていただく、こういう意味では非常に重要なことではないかなとこのように思いますので、今後さらにこのことについては十分検討しながら、おっしゃったような意味に沿うように進めていきたいと思っています。

島根県の海士町だったと思うんですが、海の士と書いて、私は実際には行ったんですけども、そこも非常にないものはないということで、何でこの町長がそれを知ったか、私もよく聞いておるんですが、なかなかいいキャッチコピー、これはもともと私が聞いておるのには、御存じかもわかりませんが、今名前が変わっておりますが、博報堂さんのキャッチコピーのアテンから来ておるんですね、アテンから。これは何だろうなということなんです。どうしたんだろうという思いを持ってやったと

聞いておりました、私はそういうふうな発想がこれからどうなっていくのかということになりますので、いい御提案をいただいたので、職員ともども発想を変えながら、我が町のシティプロモーションも含めてこれからいろんな意味で職員と一緒に計算をしながら、我が町のいいところや悪いところも含めて発信していきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） 先ほど市長のほうも今から検証していくという答弁をいただきましたけども、私自身も最終的には観光協会、これは最後、こちらのほうも事前配付で出させてもらっているんですけども、やっぱり観光協会の仕組み、これを今までの行政主導じゃなくて民間の力を入れるようなDMO、今各地域で経営を伴う、観光地経営を担う組織として、観光地のマーケティングを推進して、数値目標を達成することで地域の観光関連事業者との信頼関係を築いて、行政への観光政策や提言を行っていったり、こういう形で法人化されているような団体が非常にふえてきていると。そういったのも検証、そろそろ宍粟市もほかの他市町におくれている、そういったところから広報も含めてそこはものすごい僕、大事な役目を担う部分だと思うんです。それに関して大分今からこれに力を入れていかないといけないんじゃないかと。今までのやり方、本当にこのままでいいのかという部分で、ぜひそこに今までのやり方を変えていっていただきたいなという部分が、思ひがあるんですけど、市長いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 確かに民間、今の組織もずっと観光協会も編成して、森林王国と合体して、森林王国の観光協会という形になりました、可能な限り、民間の皆さんの知恵をとということでやっておりますが、なかなか勢いまだそうっておりません。職員も一定派遣をしながらということでやっております。行政の観光施策と民間でやっていただく団体との連携が俗に言う、今は宍粟市の森林王国観光協会に担っていただいているということになりますが、今後、民間も含めた組織のあり方については少し検討して、私なりに観光協会に提案していきたいと、このように思ひます。もちろん市としての支援のあり方も当然変わってくるわけですが、そのことも含めてやっていきたいと思ひます。

ただ、先日ちょっと聞いておりましたのは、観光協会もいろいろ議論の中で、今度の秋の山崎のもみじ祭りについても民間企業にも支援していただくという形で動いて、民間企業とタイアップしてやっていこうという動きも聞いております。そう

いう意味では、多分今度新しいポスターなんかもそういった形になってくるということで、協会のほうもいろんな試行錯誤しながら何とか新しい時代にマッチしたという動きも今やっけていただいているようでありますので、ただいまの御提案のことも含めて、市としてもそういった方向へ観光協会と議論を深めていきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） ぜひやっぱり観光協会、今市からも大分助成しているわけです。ですから、やっぱり K P I の設定であったりとか、P D C A の、そういったものをやっけてももっとも追求してやっていく、今、そういったところが今までなかなかできていなかった。ぜひそういったところを行政主導でやるのか、ここを民間で任せるような仕組みづくりをするのか、そういったのもぜひ検証していただきたいなど。ここがやっぱり機能していかないと、宍粟市に来てもらった、いろんなところにいいものがあるのにそれをうまく結びつけられていないんです。客観的に私も見て思う部分がそうなんです。いろんな部分、いいものがあるのに、その発信力とやっぱりそのつながりがうまくできていないという思いがありますので、ぜひそこが機能するような仕組みづくり、それらをぜひ考えていただきたいと思います。

市長からもそういう御答弁をいただきましたので、前向きにぜひ進めていただきたいと思うのと、私自身今回の一般質問を見て、ぜひ市の若い職員さんたちが、津田さんが言うよりもっと私たちももっといいアイデアを持っているよと、そういうぜひやらせてくれという職員さんが出てくることを期待して、今回の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東 豊俊君） これで、1 番、津田晃伸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午前11時40分まで休憩します。

午前 1 1 時 2 7 分休憩

午前 1 1 時 4 0 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

神吉正男議員の一般質問を行います。

8 番、神吉正男議員。

○8 番（神吉正男君） 8 番、神吉正男です。通告に基づき、一般質問させていただきます。

きます。

今回は大きく分けて2つです。第2次宍粟市総合計画の第3章であります、宍粟市の将来像についてと宍粟総合病院の移転によります地域への影響についてです。どうぞよろしくお願ひいたします。

第2次宍粟市総合計画の基本構想の大きな柱であります、人口流出抑制のダム機能についてお尋ねします。

第2次宍粟市総合計画の第3章、宍粟市の将来像には次のようにあります。

市民の身近な生活圏内から必要な機能が失われ、日常生活が不便になることは若年者を初めとする人口流出を一層加速させると考えられる。このため、3層のダム機能により、人口流出の抑制を図っていくとこのように書かれています。

そして、その3層のダム機能は第1、第2、第3のダム機能とされており、まず、第1のダム機能は、市民生活の機能を集約させて、生活圏の拠点を構築し、各地域と拠点、拠点と拠点を公共交通ネットワークで結ぶことにより、市内北部の人口流出を抑制するという事です。この構想は、生活に必要な都市機能を各町域の中心にまとめ、各集落と公共交通で結ぶというもので、非常に具体性があります。実際に各町域においては生活圏の拠点づくりが市民とともに現在進められており、商業施設等において研究の余地があるものの、おおむね構想の方向性が見えています。

次に、第2のダム機能としては、大型店舗、総合病院などがある市役所周辺を宍粟市の拠点として持続、充足することにより、市外への人口流出の抑制を図ると書かれています。総合病院の移転計画など、細部に変更がありますが、福祉、銀行、郵便、商業、行政などの都市機能はこの充実が最も重要であることに変わりありません。この地域では、地域の方々が中心に、市街地の活性化が盛んに行われていますが、中心部の人口減少はいまだに進行しておりまして、第2のダム機能の実現のためにさらなる取り組みが必要であると考えます。

総合計画では、宍粟市の拠点として持続、充足するという表現になっておりますが、持続では現状を変えることは難しく、より具体的な指針が求められると思ひますが、いかがでしょうか。

最後に、第3のダム機能ですが、通勤、通学圏内である近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏と産業、観光の振興や公共交通のネットワーク化の充実などの連携強化を図る、このようにあります。宍粟市に居住したまま市外の職場、学校へ通勤、通学でき、また、宍粟市の産業への通勤や観光に対する交流人口の拡大のために、公共交通の連携強化を図るということですが、こちらも第1のダ

ム機能と同様の具体的な方向性を加える必要があると考えます。

基本構想の具体化は、基本計画へ落とし込むことによって実現します。第2、第3のダム機能についてはイメージだけに終始することなく、基本構想との距離感を近づけ、計画が進んでいる第1のダム同様に具体的でもう一步踏み込んだ指針が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

ここでは、第2、第3のダム構想における具体的な方向性についてお尋ねしました。

第2次宍粟市総合計画の後期基本計画と地域創生総合戦略が委員会を組織され、検討いただいておりますが、完成は令和2年度末を予定されています。市の計画には都市計画マスタープランや地域防災計画、環境基本計画、公共施設等総合管理計画、地区計画など、分野別にそれぞれ計画がありますが、総合計画はその最上位に位置する計画であり、ほかの全ての計画の方向性を決める指針となるものです。各計画にはそれぞれに計画期間があり、節目ごとに計画の改定があります。本来は計画の改定時期が上位計画から下位計画へと順に進められることが望ましいですが、実際には難しいことであることを承知はしております。しかし、総合計画が全ての計画の指針であることに変わりはなく、各計画との整合性が担保されなければなりません。

都市計画マスタープランは山崎中心市街地を中心とした都市計画区域が対象となっています。この地域は総合計画でいう、まさに第2のダム機能の地域であり、都市計画マスタープランの大きな柱は第2のダム機能の具現化にあると考えます。現在、都市計画マスタープランも20年ぶりの改定を迎え、今年度中の改定に向けて検討委員会で議論されておりますが、総合計画よりも少し早い令和2年度秋ごろの完成予定と聞いております。

総合計画の後期基本計画では、第2、第3のダム機能の指針をどのように明記するのか。そして、その指針をどのようにして都市計画マスタープランに反映させるのか。改定時期の順序が逆となっている総合計画とマスタープランに対して、具体的な計画実現のプロセスを示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、宍粟総合病院が移設することによる地域への影響についてお尋ねします。

今年の1月の第83回、84回宍粟市議会の臨時会において可決され、中比地の工場跡地を病院建設予定地として購入することとなりました。敷地の建物を全て撤去した状態でこの秋の引き渡しに向け、現在解体が進められています。9月3日には工場の煙突の解体が行われました。通りがかりに見えていたあの高さ30メートルほど

の煙突は城下地区のシンボリックな存在であったため、地元住民だけでなく、多くの方がその解体を見届けました。今後は、市民アンケートをとり、新病院検討委員の方々に2年かけて基本的な計画、構想をつくっていただき、その後の2年で設計を終え、その後に建設という順序で新病院開設に向けて進んでいく計画となっています。

総合病院の移設による懸案事項としましては、新病院への交通手段と跡地の利活用が考えられます。

まず、交通手段について伺います。

新病院が山崎町中比地に移転しますと、総合病院付近の住民にとっては歩いていける距離ではなくなってしまいます。現在、しーたんバスの市内完結路線の一部では、山崎町鹿沢にある宍粟総合病院へ行く路線がありますので、新病院への新しい路線は公共バスの目的とも合致することから、設定されることは当然のことだと考えております。そのときには、総合病院付近の住民はもちろんなのですが、公共バスの通っていない山崎地区から新病院へ通院できる新たな路線、または、通院手段を考えていかなければならないと考えます。近隣の住民の不安もそこにありますので、これから進めていく上での考え方をお尋ねします。

次に、跡地の利活用についてお尋ねします。

今まであったものがなくなると、その地域の人々にとって寂しくなるということはいつの場面、どんな場所においてもよくお聞きするお話です。総合病院がなくなることだけを考えるとそのとおりなのですが、この場所は利用価値の高い魅力的な場所だと考えますので、すぐにたくさんの利活用の案が出てくるのではないかと考えます。それだけに将来的にどうなるのか、何になるのかという期待や不安を感じるところであります。現時点で将来的に病院跡地はどうするのかの議論はどう進められているのでしょうか。総合病院跡地の活用においては、人でにぎわう拠点となり、この地域の活性化につながるよう願うのですが、その進め方についてお尋ねします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、神吉議員の御質問に御答弁申し上げたいと思います。

1点目の総合計画のことにつきましては、具体的なところも踏まえながら、少し

担当部長のほうで御答弁申し上げたいと思います。私のほうからは、総合病院の関係、特に地域の影響等々を踏まえての御質問に御答弁を申し上げたいと思います。

先日も御質問等もありましたが、総合病院が移転することで課題となる、特に交通手段についてであります。今現在、新病院整備の検討本部、庁内ではありますが、それぞれ関係部局と課題等の洗い出しを行っておるところでありまして、その課題整理についてそれぞれ部局横断的な体制をとって対応を進めているところでもあります。

特に、道路の拡幅についても現状周辺道路の渋滞緩和や、あるいは、路網整備など、当然新たなことも含めましてであります。それぞれ視野に入れて対応策の検討を今進めているところでもあります。

特に、県道につきましては、県のほうにも先般来より協議を始めたところでもありますし、当然、国道29号から県道へのタッチの部分もいろいろ課題がこれまでもあるところでもあります。それから、県道をかつて振りかえたことによって市道となっている部分のところについてもいろいろ課題もあるようでありますので、当然そこらも含めまして、トータル的に道路のことについては検討を加えていきたい、このように考えております。

ただ、現在のところでは直ちにこれをというのには至っていないんですが、今そういう検討をして、洗い出しをしておるところであります。

次に、総合病院の跡地活用についてであります。3月議会で浅田議員からも一般質問でもお答えをしておりますが、特に、先ほどお話がありましたとおり、山崎中心市街地の地域であるわけでありまして、活性化では跡地というのは非常に大きな意味を持つ市有地とこのように捉えておるところであります。ただいまおっしゃられた地域の活性化、あるいは、人にぎわう拠点とする意見も十分に踏まえて、今後、跡地利活用の検討委員会を設置していきたいとこのように考えております。その設置の時期については今検討しておるところであります。そういうことも踏まえながら、市民の皆さんの意見を十分聞く中で、皆さんとともにこの利活用の議論を進めていきたいとこのように考えております。

ただ、できるだけ早いということではありますが、今現在、じゃあ、この10月からやる、12月からやるというときには至っていないと。このことについてどういう形でこれから進めていこうかということで検討しております。

繰り返しになりますが、地域の皆さんを初め、市民の皆さんと有効に、あるいは、人のにぎわう拠点、こういうことも踏まえながらその利活用の議論を進めていき

いとこのように考えておりました、現在はある意味白紙という状況であります。

それから、あわせて特に公共交通についてであります、先般来で、これまでもいろいろ御答弁申し上げておりますが、当然そのことも、十分足の確保という観点も今後事業者等含めて、検討を加えていきたいとこのように考えております。

以上でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは第2次総合計画、あるいは、宍粟市の将来像についての御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

総合計画の後期基本計画及び第2次地域創生の総合戦略、このことについては、現在、令和2年12月に策定することとして、来年以降には市民意見の聴取する委員会を、来月以降には市民意見を聴取する委員会を開催するというところで今現在準備を進めておるところでございます。

まず、都市計画マスタープランの方向性を総合計画の後期基本計画に示す必要があるということでございます。

今月の総務経済常任委員会のほうにも後期基本計画、あるいは、総合戦略の骨子、このことをお示しをさせていただいたところでございます。その中で、生活圏の拠点づくりの推進ということで掲げております、その方向性につきましては既に基本計画、今質問の中で御紹介をいただきました、第1、第2ダムということで盛り込んでおるわけですが、マスタープランは総合計画に示す第2のダム、この機能と密接に絡んでくる、リンクをしていかないといけないことだというふうに、私自身もそのように考えておるところであります。当然その方向性についてはマスタープランの方向性、あるいは、総合計画の方向性、お互いにリンクさせながら示していく必要があるというふうに現状考えておるところでございます。

次に、策定期期の整合性のことについての御質問がございました。順序が逆ではないかというようなことでございます。

先ほど申しましたように、当然リンクをしていく話でございますので、現状どういふふうにお伝えをしているか、最終的には存じ上げていませんけども、マスタープランと総合計画の策定期期、これを極力合わせていく方向で現状整理をしていきたいというふうに思っております。

具体的には、パブコメをする時期、この時期を可能な限り近づけていく。そのことによって、お互いの方向性、それをリンクをさせていくというようなことの手法をとっていく予定でございます。

また、具体的なものを指針として示す必要があるのではないかとということでございますけども、基本計画は基本的には方向性というところ、あるいは、具体的なものをイメージできるところまでを基本計画の中ではお示しをしていきたい。あるいは、具体的な部分についてはマスタープラン、それから、総合計画の中では実施計画ということで、基本計画に沿って3年のローテーションをしていく実施計画、こういうものを持っております。その中では具体の事業という形でもお示しをするようになっておりますので、基本構想、基本計画の中では一定の方向性、都市計画マスタープランの中では一定の具体案、そして、事業の分については実施計画でお示しをするという段取りにしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） まず、詳細についてもう一度お尋ねしますが、都市計画マスタープランの完成が若干先送りされるのであれば、総合計画との整合性を担保するためにも、第2のダムの機能の中に大きな方向性としての指針を表記する必要があるのではないかと思います。それは、総合計画の中にあります、第2のダムの構想の中には、産業、観光とを公共交通でつなぐという一文でしかありませんので、そこから都市計画マスタープランへの引き落としができるかどうかという、その文章だけで引き落としができるかどうかという不安があったので、そういうふうに思っておるんですが、そのところはいかがお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 計画を策定する段階において、具体的にどこまで進んでおるのかというところ、例えば、今先ほど申し上げた新病院の関係への交通アクセス、そういったものの協議がどこまで進んでおるのかというところにも起因してくると思いますので、必ずしも具体的にこの1年半、今からいうと約1年間でその協議が整えば計画の中にも具体的に盛り込めるということにはなりますが、そこまでに協議が整わないということになりますと、当然その方向性のみを示す、市の考え方としてこういうふうにしたいたいというふうに考え方を示すにとどまることも可能性としてはあるということでございますが、いずれにしましても、将来がイメージできるようにしていく必要があるというふうには考えております。

○議長（東 豊俊君） 正午になりましたが、このまま会議を続けます。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） わかりました。その詳細が示されるようであれば記載してい

くというふうに理解させていただきます。

そこで、第2のダム機能を機能させるための施策としては、コンパクトなまちづくりということが考えられると思うんです。これは立地適正化計画とも呼ばれているそうなのですが、近隣ではたつの市や姫路市、赤穂市、高砂市、福崎町、太子町、また、神戸市や尼崎市、西宮市など、県下では12の市町村が取り組んでおり、全国でも国交省の都市計画運営指針のもと、477の市区町村が取り組んでいます。

立地適正化計画とは、人口減少に転じた日本において、開発による都市部拡大を転換し、コンパクトなまちづくりを実現することによって、インフラ整備の完了した都市部を再整備し、ストック活用による持続可能な市政の構築を図るものというふうにされております。

第1のダム機能も都市機能の集約化を図る取り組みであり、コンパクトなまちづくりの考え方に基づくものであると解釈することができます。第2のダム機能においても、この考え方に基づいたまちづくりが必要だと考えております。インフラ整備の完了した都市部において、ストック活用による持続可能な市政の構築を図ること、また、そうした居住環境の整備こそが第2のダム機能であり、今求められているものだと考えるんです。人口の流出を宍粟市内にとどめて、近隣のたつの市や姫路市への転出を抑制していかなければいけないことは共通の認識だと思います。しかし、近隣自治体で立地適正化計画による居住誘導が図られているのに対し、宍粟市では着手されておりません。これが理由で人口流出を加速させているとも考えられます。宍粟市総合計画の基本構想にコンパクトなまちづくりの考え方を方向性として示すことによって、個別の計画や施策への反映が可能となり、計画実現の道筋となると思うのですが、この件に関していかが考えておられますか。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 宍粟市の第2次の総合計画を策定する段階で、国土交通省のほうでコンパクトシティというような考え方を既に示しておりました。宍粟市においては、そのことが可能かどうかというところについては非常に難しいところもあるというふうに考えておりますが、いずれにしても、機能を集積しながら市民の皆さんの利便性を高める、そして、集約とは公共交通で結んでいく、そういうことが地域に定着をし続けていただける基盤づくりになるのではないかと。このところでの第2次の計画で、第2のダム、第1のダムという構想を示させていただきました。計画のあるなしにかかわらず、人口流出を食い止めていくというところの観点からすると、今おっしゃっていただいたとおり、コンパクトにできるものは

していき、さらにはそのつながりをどう築いていくかということが非常に大切なものになってくるというふうに考えておりますので、今後においても市としては人口流出、あるいは、第3のダムへのアクセスという部分を含めて、今後取り組みを進めていかないといけない、重要な課題だというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 人口流出、もしくは、人口の減少による自治体間の競争が今激しく行われているこの状況の中で、宍粟市には下へ出ていってしまう人たちを見過ごしてしまっているというような観点もありますので、第2のダムでとめなければいけないということも現実として考えていかなければならないことです。

また、第3のダムの機能というものがあります。これは市外の職場、学校へ通勤、通学や宍粟市の観光や産業への交流人口の拡大を図るという考え方であるんですが、具体的には市内外を結ぶ公共交通のネットワーク化の充実など、連携強化を図ると総合計画の基本構想には書かれています。

しかし、公共交通のネットワークだけで第3のダムは機能するのでしょうか。第1のダムの機能において、生活圏の拠点と公共交通のネットワークが両輪としてあるように、第3のダム機能においても結ぶ線である公共交通ネットワークとその中身である産業や観光の充実が不可欠だと考えます。市外からの交流人口を宍粟の産業へとどう結びつけるのか、市外からの交流人口を宍粟の観光へどう誘導するのか、この点も含めて初めて第3のダムは機能すると考えるんです。総合計画の基本構想にある程度の方向性、指針として盛り込むべきだと思っております。これが私の今回の質問の一連の流れなんですが、行政側のお考えを伺います。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 産業も含めた第3のダムとの関係性のことについても盛り込むべきだというふうに、平たく言えばそういうことなのではないかというふうに理解をさせていただきます。おっしゃるとおり、宍粟市単独でどうしようもない部分もございます。人口流出を食いどめて、この地にとどまっていたきながら、生活圏としての播磨圏域、そういったものを意識できるような計画にもしていけないといけない。あるいは、逆に呼び込みを図れるような施策も今後も打っていく必要があるというふうに考えております。

先ほどの津田議員の御質問のときではないですが、その一つの方策として、宍粟市の魅力をどういうふうに発信をするかというところで、これまでのようにこんな自然がありますよ、広報戦略の中ではこういう自然がありますよということではな

しに、それだけではなしに、例えば、そこにどんな人がいて、こんな温かい地域なんですよというところのエキスを加えていくというようなことも今後は強力に進めていかないといけないのではないかというふうにも考えているところであります。今おっしゃっていただいたように、その関係性、このことについてのことにも今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 交流人口の関係性をどう進めていくのかというのを今度の後期計画の中で具体的に記していただきたいというふうに考えております。

続きまして、宍粟総合病院の移転による地域への影響についてのところでお聞きします。

私が今先ほど市長の答弁の中でいただきました、バスのことについてなんですが、現時点で宍粟総合病院のほうへバスが入っております。これは皆さんの交通手段を確保するためのものであるということだと思っておりますが、もちろん次、新しい新病院ができれば、そこへの交通手段というものは確立しなければならない、これは絶対条件だと思っておりますが、このことについてまだ何も進んでいないというのは承知しておりますが、これは絶対必要なこと、マストであるということを確認されているかどうか、このお返事だけいただきたいんですが。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのことは十分認識しておりまして、今後事業者も含めてその議論を具体的なところへ入っていききたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） わかりました。この夏に、この夏といっても5月、6月、7月あたりのことですが、総合病院に通院されているのはあの総合病院かいわいの鹿沢地区の方だけで、全体の約3%に当たります。1月に延べ7,000から8,000ある外来患者のうち、2から300人ほどの方が通院されておられます。これは外来です。この数字は決して少ない数ではありません。また、その近隣、隣接の自治に及びますと、この数字はさらに大きくなる、このように思います。老朽化が発端なのですが、今よりも頼れる新病院が宍粟市内には不可欠であるということで、新しい場所を求めて移設されるわけですから、通院のための、先ほど申しました通院のためのバスが現在も必要であるということと同時に、アクセスが悪くなると思われる、山崎旧町内からも移動手段を確立するべきだということが先ほどの質問でした。昨日の質問でもありましたように、決定をしてしまう前にいろいろな意見を言っておか

ないと、決定してからでは遅いということに対しての質問でした。

それと、跡地の利活用についてです。

これは、先ほども今まだ全然手をつけていない、考えてもいないということなのですが、7年後にはあそこがもうあいてしまうということになるんですが、いつごろまでに決めなければいけないだろうというふうにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の御質問ではないんですが、お話の中で、近々に鹿沢地域の皆さんともまた議論をする機会がありまして、いろんな御意見をいただきたいとこのように思っております。

それから、跡地利用であります。3月議会等々でも御質問の中で御答弁申し上げたとおり、私の任期中にこの2年間できるだけどういったものをつくっていくかということについてその責任を持って進めていきたいとこう考えております。今どういう病院にするか、どういう機能を持たすかということについては専門的な見地から議論していただいて、さらに詰めていって、それがおよそ2年ぐらいかかるだろうと思います。私は今現段階では少なくとも来年あたりからぼちぼち考えないと、その上に立って、市民の皆さんといろいろ議論するところに、じゃあ、跡地はどうするんだという話が当然出てきますので、そのときには、いや白紙ではというわけにはなかなかいかないと思っています。

ただ、これまでのように、行政がこうやりますよではなかなか難しい。ただ、素案は提供する中で、どうでしょうということの進め方でないと、なかなかまともに聞けんと私は思っておりますので、具体的には言えませんが、私は少なくとも来年度あたりから少し議論をしないと、市民の皆さんにますます不安を与えていくんじゃないかとこのように今考えております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 大まかな予定でも市民の方には少し耳に入れておく、これは不安を払拭するために大切なことだと思いますので、来年あたりぐらから考えようということで、議論をしようということで理解させていただきました。

山崎旧市街地には総合病院跡地のほかにも活用を考えなければならない土地や、また、更新が必要な施設が幾つか存在します。図書館もそうです、先ほどの山崎幼稚園もそうです、市民局跡地などもそうなんです、個別には違う案件であって、それぞれ施設ごとの検討が必要だと思いますが、限られた土地において配置する以上、全体的なバランスや整合性をとることも当然必要となってくると思います。行

政と市民がともに知恵を絞って、都市機能の配置についての結論を出していかなければならないと考えます。どのように進めていけば、市民参画で市民の意思を一つにすることができるとお考えでしょうか、お尋ねします。これは昨日出していた質問とも重複しているんです。昨日お聞きしていた、全体的にどう進めていくのか、どう議論していくのか、市民とどう議論していくのかというところをお聞きさせていただきたいんです。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これは総合病院の跡地も含めて、市内の今持っておる跡地も含めてという意味で御答弁させていただいたらよろしいでしょうか。

まず、総合病院の跡地は先ほど申し上げたとおり、検討委員会を設置していこうと。今の思いとしては来年ぐらいから、ただ、冒頭おっしゃったように、総合計画は今後また5年間の中で基本計画が要ります。それで、次に5年たちますと、新たな基本計画を立てて将来のビジョンをつくっていかないかん。私はそれにうまくかみ合うようしないと、場当たりのにはなかなか難しいので、特に財源のこともありますし、まちづくりのこともありますので、来年から始めると言いながらも、そのことも視野に入れながら、次の総合計画が、基本構想が変わりますので、変わるかわからないかわかりませんが、議会とまた議論であります、そのことも視野に入れながら皆さんと検討しないと、なかなか計画的なまちづくりにいかないと思いますが、ただ、不安を与えるという意味ではできるだけ、いつから検討するのといったらこれは皆さんとやってきて、それが実現は5年先になるか、6年先になるか、あるいは、もうちょっとなるかわかりませんが、基本計画そのものと十分リンクさせないと、また混乱してくるんじゃないかと、このことだけガイドで承知おきをいただきたいと思います。

それから、他の跡地についても当然今度の基本計画の見直しの中で跡地利用をしっかりと捉えていかないかんということではありますが、根本的には町をどうしていくかということが大事だと思っています。特に、山崎に仮に特化して申し上げますと、先ほど都市計画、特にマスタープランとの整合のお話もありました。当初は都市計画マスタープランは何とか令和元年度あたりでということだったんですが、そうじゃないと、やっぱり基本計画としっかり合わせて、年次を合わせていこうと、1年ずらしてもいいんじゃないのということで今現在担当部がそういう形でいっております。特に都市計画のマスタープランというのは、マスタープランといえども、一定の方向性を出していくというプランでありますので、例えばであります、土地

利用で用途の見直しなんかも場合によってしていかないとなかなか都市計画区域の今の用途の指定の中で、果たしてそれが妥当性があるのかどうか、こういうことも十分マスタープランの中で方向を見定める必要があるだろうと。これは、例えば、産業の立地のこと、定住の立地のこと含めて、今の計画が妥当性があるのかどうかということも含めて、今回のマスタープランで十分議論していただいて、方向性を出して、じゃあ、次の都市計画の見直しの際にしっかりそれをやっていく。こういう手順で進めていく必要があるだろうと。そのことが私は今現在宍粟市が所有している跡地も含めて、その利活用につながってくるとこのように認識をしております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） よくわかりました。まず、市民が不安に思っていることや心配事は早目に説明して払拭しておかないと、ずるずるといってしまいますので、理解していただければ計画そのものが進めにくいというふうに思います。新病院への交通手段、先ほども言いました交通手段や総合病院の利活用について、市民の不安解消のために今後の説明、市民への説明に力を入れていただきたいというふうに申し添えて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 豊俊君） これで、8番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時20分まで休憩をいたします。

午後 0時18分休憩

午後 1時20分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第65号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第65号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） それでは、報告します。

令和元年9月2日に審査付託のありました、第65号議案宍粟市会計年度任用職員

の給与等に関する条例の制定については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第65号議案の主な内容は、平成29年に公布された、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月以降、新たに創設された会計年度任用職員制度に移行するに当たり、給与、手当等の必要な事項について条例を制定するものであります。

審査の中で、委員からは、フルタイム任用とパートタイム任用との職の整理において、専門職員等人材の喪失につながることはないか、また、給与水準や給与の格付の考え方はどうなっているのかとの質疑があり、当局からは、会計年度任用職員の制度創設に当たっては、近隣市町との調整の中で足並みをそろえながら進めており、フルタイム任用が必要な職種については現在、部局と調整中である。まだ、専門職種の給与水準については、国が示すものとは異なる水準を設定しており、給与においては、学歴・前歴換算による格付を行うとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第65号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 日本共産党の山下です。

第65号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例の制定は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時職員や非常勤職員の任用等に関する規定の明確化等を目的に、会計年度任用職員の制度が創設されたことを受け、給料、手当等の必要事項を定めるためのものでありますが、これにより非正規雇用に法的な根拠を与え、職員の非正規化が進むのではないかと、ま

た、原則1年限定の雇用制度であり、勤務成績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができる更新回数を原則2回の3年間までと定めてあることから、市の都合により人員が調整され、不安定雇用につながるのではないかとという危惧が残っています。これらの理由からこの議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） この法案は、一応国が出してきた地方自治法の改正によるものでありまして、先ほど委員長の説明にもありましたように、さまざまな疑問がありました。それも一応きちっとした説明がありました。とりあえず現状の非常勤の方々に関しての待遇が下がらないというようなさまざまな配慮もされているようであります。

よって、私としては賛成したいなと思います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） それでは、続いて採決を行います。

第65号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第65号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第65号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第66号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） それでは、報告します。

令和元年9月2日に審査付託のありました、第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第66号議案の主な内容は、総務省からの通知により、下水道事業に係る公営企業

会計の適用について重点的に取り組むよう要請されている中で、下水道事業に公営企業会計を適用するため条例を制定するものであります。

また、これに伴い、現下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を打ち切ることから、宍粟市特別会計条例を改正し、あわせて公共下水道事業基金条例及び農業集落排水事業基金条例を廃止するものであります。

審査の中で、委員からは、財務適用とした理由について質疑があり、当局からは、全部適用により独立した場合には、職員や経費の増加によるコスト増となる可能性があり、小規模団体である宍粟市は財務適用の方が適しているためとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第66号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 日本共産党の山下です。

第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例の制定は、宍粟市が経営する下水道事業に公営企業会計を適用させるための条例の制定です。下水道事業は現在も一般会計からの基準外の繰り入れをしなければ運営できない状況であります。公営企業会計を適用させると、使用料収入による独立採算制が原則となるので、使用料値上げを抑えるための一般会計からの繰り入れが抑制され、下水道料金の値上げにつながるのではないかと危惧されます。より慎重な判断が必要であると考えましたので、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） 第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の制定は、宍粟市の下水道事業、内容は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に公営企業会計を適用させようとするものでございます。国の総務省通達を受け、平成27年から検討を重ねられ、一般会計からの繰出金や今後の維持管理費等に交付税措置がなされるなど、有利な条件がある等のことを受け、条例を制定されるものであり、賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第66号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第66号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第66号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第67号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） それでは、報告します。

令和元年9月2日に審査付託のありました、第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第67号議案の主な内容は、平成29年に公布された同法の施行により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する条例について所要の改正、文言の整理等を行うものであります。

委員からは、特に質疑はありませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第67号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 日本共産党の山下です。

第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場から討論を行います。

第67号議案は、会計年度任用職員の創設に伴うものでありますので、第65号議案と同様の理由で賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論いたします。

第67号議案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係する条例10件について所要の整備と文言の整理を行うもので、適切と考え、67号議案に賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第67号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第67号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第68号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第5、第68号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) それでは、報告します。

令和元年9月2日に審査付託のありました、第68号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例を整備に関する条例については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第68号議案の主な内容は、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係する条例について欠格条項その他の権利の制限に係る措置を見直すほか、文言の整理等を行うものであります。

審査の中で、委員からは、第1条及び第2条の施行日を12月14日とする理由について質疑があり、当局からは、地方公務員法等を引用しているためであり、施行日までに事案が発生した場合は、内部で十分検討するとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第68号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

○議長(東 豊俊君) 続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第68号議案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第69号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第6、第69号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたのであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年9月2日に審査付託のありました、第69号議案、宍粟市消防団条例の一部改正については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第69号議案の主な内容は、現在の定員数と団員数が大きく乖離していることから、定員を改正し、また、宍粟市の団員の報酬額は、全国的にも低い状況であることから、報酬額を近隣市町並みの額に改正するものであります。

審査の中で、委員からは、定数の見直しは自然災害への対応など、消防防災力の低下にならないか、また、団員数の少ない部もあり、組織の見直しも必要ではないかとの質疑があり、当局からは、定数については、国の示す消防力の整備指針に照らしても充足していると考えている。また、組織については、支団ごとの課題をまとめ、団本部において今後検討していくとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第69号議案は全会一致で可決

すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第70号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第70号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る9月2日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第70号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正については、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するもので、主な内容は、本人からの届け出によって住民票に旧姓を併記することが可能となったことに伴い、印鑑登録についても旧姓で登録できるように改正を行うほか、文言の整理等を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第70号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第71号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第71号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

- 文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第71号議案、宍粟市税条例の一部改正については、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

今回の改正は、10月1日より軽自動車税の環境性能割が導入されることに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、本来、環境性能割は市税であるが、当分の間、兵庫県が賦課徴収を行うことから、納税者の混乱を避けるため、県内市町の環境性能割に係る減免規定の統一を図るべく、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第71号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第72号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第9、第72号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

- 文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第72号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正については、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

今回の改正は、平成29年の介護保険法の改正により、平成30年4月から新たに共生型サービスが設けられ、そのうち市が指定する共生型地域密着型サービスの人員、整備及び運営に関する基準については、改正法の経過措置として、国の省令で定める基準をもって市の条例で定められた基準とみなすと規定されていたが、この経過措置が終了したことを受け、国の省令で定められた基準を引き続き適用できるよう、条例で定めるものです。あわせて、事業者が整備すべき記録の保存期間について整理するものです。

審査の中で、委員からは、行政としてどのような支援をするのかという問いに、当局からは、利用者のニーズや事業所の意見を踏まえながら、従事者への負担軽減、研修等について、また、介護保険や障害者保険等事務的手続についても支援や指導を行うとの回答があり、慎重に審査しました結果、第72号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第73号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第10、第73号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたのであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年9月2日に審査付託のありました、第73号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第73号議案の主な内容は、このたび下水道事業に公営企業会計を適用するにあわせ、同じ公営企業である水道事業についても、損害賠償額の決定や負担付寄附の受領等に係る議会の議決や同意について条例で規定するものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第73号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第74号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第74号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第74号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第74号議案の主な内容は、水道法の改正により、令和元年10月1日から、指定給水装置工事事業者の指定については5年ごとの更新が定められたことに伴い、更新に係る手数料を定めるため、本条例を改正しようとするものであります。

審査の中で、委員からは、近隣自治体と調整する理由について質疑があり、当局からは、市外業者も登録可能であるため均衡を図ることが望ましいとの説明があり

ました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第74号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第75号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第12、第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議において文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について

は、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第75号議案は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、子ども・子育て支援法等が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関連する条例を整備しようとするものです。

改正内容は、10月1日から子育てのための新たな施設利用給付制度が設けられることや、施設の運営に関する基準が見直されることを受け、所要の改正を行うほか、引用する条文や文言の整理を行うものです。

審査の中で、委員からは、全ての3歳児が幼稚園での教育を受けることのできる体制づくりをとという質疑があり、当局からは、認定こども園においては、園区を外し、全ての幼児が3歳児教育を受けられる体制づくりを行っていく。また、旧山崎町域公立幼稚園においては、保育室の確保、教員の確保に大きな課題があり、宍粟市では幼保一元化推進により認定こども園の整備によって受け入れ環境を担保していくこととしているが、無償化の恩恵を受け入れできるよう、状況を勘案しながら開設を検討するとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第75号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。

75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について、本条例に関しましては、全ての子ども、全ての子育て世帯を対象に公平な支援を実施すべきとの観点から、原案に反対の立場で討論を行います。

いよいよ本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されようとしています。幼児教育などの無償化とは、3歳から5歳児は全世帯を、ゼロ歳から2歳児は住民税

非課税世帯を対象として保育園などの利用料が無料になる制度です。しかし、保育園等で係る全てのお金が無料になるわけではありません。保育園等の給食費は無償化の対象にならず、保護者負担として施設が実費を徴収することになっています。つまり、幼児教育・保育の無償化に当たっても、給食費は年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の免除を除いて、基本的には保護者の負担となっている制度であります。

しかし、宍粟市は独自の子育て支援施策として一部の子どもを対象に国を上回る負担軽減、税金の投入案を示しております。なぜ認定こども園、保育所などを利用する一部の3歳から5歳児のみを対象に給食費の負担軽減を行うのか、また、認可外保育所の3歳児、5歳児とのバランスなどをどう考えておられるのか。市の税金を使うなら、ゼロ歳から2歳児も含めた全ての子ども、子育て世帯を対象に平等な支援を行うべきではないかと考えます。

そもそも全ての子育て世帯に関する給食費のあり方について、全体的な負担と給付のあり方を調査、審査すべきではありますが、この間、所管事務調査にも一切このことは提案されておられませんし、議論が行われておりません。今回の提案は、子育て世帯への公平、平等な支援と言えるのか、甚だ疑問であり、本条例案に賛同することはできません。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、榎橋美恵子議員。

○3番（榎橋美恵子君） 第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、消費税率引き上げに伴う財源を活用して、幼児教育の無償化を実施する国の法令が改正されたことに基づき、関係する市条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、用語の改正、また、3歳児から5歳児の保育料が無償化されることに当たり、これまで保育料に含まれていた給食費の個人負担の明記、そして、幼児教育・保育の無償化により、市保育園、保育料徴収条例の廃止を行うものであります。

また、市当局からは、市独自の子育て支援として、一般財源を活用して、保護者の給食費負担額を実質2分の1に軽減する案が示されました。保育料の無償化に加えて、この市独自の給食費助成により、子育てにかかわる保護者の負担は大幅に軽

減され、本市が取り組んでいる子育てしやすいまちづくりを実現するための有効な施策であることから、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

第75号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第75号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第76号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第76号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第76号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

改正内容は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、連携施設の確保や自園調理に関する経過措置の期限を5年間延長するほか、連携施設の確保や自園調理が困難な場合に事業者が参入できるよう、所要の改正を行うものです。

慎重に審査しました結果、第76号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第77号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第14、第77号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 令和元年9月2日に審査付託のありました、第77号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、9月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

改正内容は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査しました結果、第77号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第78号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第15、第78号議案、宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年9月2日に審査付託のありました、第78号議案、宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第78号議案の主な内容は、同施設を地元自治会へ譲渡することで協議が整ったことから、本条例を廃止するものであります。

審査の中で、委員からは、補助金適化法の関係について質疑があり、当局からは、地域活性化に資すること、10年以上経過の施設であること、無償譲渡であること

条件を満たしており、問題ないとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第78号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第78号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第79号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第16、第79号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、

第79号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、9月6日に第12回総

務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第79号議案の主な内容は、過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業として、橋梁4橋を追加計上し、有利な過疎債を財源として橋梁の点検や修繕を進め、道路環境の向上を図るものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第79号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第80号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第17、第80号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

本議案は、去る9月2日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和元年9月2日に審査付託のありました、第80号議案、市有財産の処分については、9月6日に第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第80号議案の主な内容は、第78号議案にありました、かわおと菜園交流館の地元譲渡のため、関係する市有の土地と建物を無償譲渡するものであります。

審査の中で、委員からは、同施設を地域の活性化に大いに役立てていただきたい旨の意見がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第80号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。しばらくお待ちください。

午後 2時24分休憩

午後 2時25分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第18 第81号議案～第89号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第18、第81号議案、宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第89号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る9月2日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 9月2日の本会議で上程され、本委員会に付託されました、第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第89号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算9議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を2つの分科会で分担して行うことと決定しました。9月5日に文教民生分科会、6日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。その後、10日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会の関係部分では、第81号議、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分の主な内容は、企画総務部の関係では、審査の中で委員からは、繰上償還を行うことによる健全化判断比率への影響について質疑があり、当局からは、将来負担比率は約1.9%の減、実質公債費比率は、現段階では未確定であるが、直近2から3年において約1%弱の減の効果を考えているとのことでした。

次に、まちづくり推進部の関係では、オリンピック・パラリンピック聖火実行委員会補助金の新規計上について、審査の中で、委員からは、補助金の内容について、一過性のものに投資することが妥当なのかとの質疑があり、当局からは、今回の補正額は機運を高める費用として必要最小限のものと考えているが、執行の中で精査

していききたいとのことでした。

次に、産業部の関係では、審査の中で、委員からは、補助金について市北部から南部への転居ばかりが進んでいないかなどの質疑があり、当局からは、住所地での住宅取得がほとんどであり、また、Uターン者への効果もあるとのことでした。

次に、建設部の関係では、審査の中で、委員からは、山田下広瀬線の用地買収状況について質疑があり、今年度予定分の買収が終われば全て完了する見込みであるとのことでした。

次に、第86号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、人件費と公債費に関する整理及び前年度繰越金の計上などであります。

次に、第87号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、人件費と公債費に関する整理及び前年度繰越金の計上などあります。

次に、第88号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、人件費の整理及び一般会計繰入金の精査であります。

審査の中で、委員からは、高料金対策補助金の減額理由について質疑があり、当局からは、高料金に係る国の基準額が改正された影響による減額である旨、報告がありました。

次に、文教民生分科会の関係部分では、第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分は、市民生活部の関係では、一般廃棄物処理基本計画について、上位計画である環境基本計画との整合を図るため、更新時期の変更を行うことによる減額補正であります。

健康福祉部の関係では、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、ファミリーサポートセンター事業なども無償化となるため、無償化に伴う事業費の増額補正であります。

教育部の関係では、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の対象外となる保育所及びこども園の給食費について、市独自の子育て支援として、新たに給食費の一部を助成する事業に取り組むための増額補正であります。

審査の中で、委員からは、宍粟市環境基本計画の更新の内容はどのような内容なのか、現在着手している一般廃棄物処理基本計画の見直しにおくれないのか、また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育などの需要がふえると予想されるが、補正予算に見込んでいるのかとの問いに、当局からは、環境基本計画においては、SDGsの趣旨を十分に反映した上で、一般廃棄物処理計画の修正と整合性を図りな

がら、上位計画である環境基本計画について更新の早期着手に取り組む。

保育料については、当初予算に反映しており、今回の補正予算では新規分として、子育てのための施設等利用給付制度が新たに始まるため、この部分について、今回の補正予算に計上したとの報告がありました。

次に、第82号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として普通交付金等精算返還金を計上するための補正であります。

審査の中で、委員からは、繰越金9,437万円が計上されているが、宍粟市は保険税が高いと言われている中、保険税は妥当なのかとの問いに、当局からは、単年の国保会計が赤字にならないように計画をしている現状であるとの説明があった旨、報告がありました。

次に、第83号議案、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の主な補正内容は、歳出で後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では前年度決算に伴う繰越金を計上しているとのことでした。

次に、第84号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な補正内容は、歳出で職員人件費の整理、保険給付費を精査して計上するほか、介護給付費負担金などの精算に伴う返還金を追加することです。

審査の中で、委員からは、一般会計繰入金で計上されているが、一般会計からの繰り出しルールはあるのかとの問いに、当局からは、繰出金のルールについての説明があった旨、報告がありました。

次に、第85号議案、令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の補正の主な内容は、歳出で職員人件費及び賃金などを整理し、財源として事業収入の増額と前年度繰越金を計上しています。

次に、第89号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、収益的支出では人件費等の整理を行っており、収益的収入では新病院整備に係る一般会計からの補助金を増額している。また、資本的収入及び支出では、学生貸付金の整理を行っています。

審査の中で、委員からは、新病院整備に要する経費とは何かとの問いに、当局からは、新病院整備に向けての職員人件費である。職員については、現職員2名が新病院整備に係ることとなり、新職員を配置するわけではないとの説明があった旨、報告がありました。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

質疑では、給食費の無償化について質疑があり、自由討議では給食費のことにつき、国と異なった対応になっている、3号を含めた議論になっていないことが残念との意見があり、また、市は、3歳以上ではあるが、給食費の一部を補助するという制度を創設したことは非常に大きな成果であったとの意見がありました。

採決しました結果、第81号の補正予算議案については賛成多数で、第82号議案から第89号議案までは全会一致で原案をそれぞれ可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について反対討論を行います。

第75号議案での討論と同じでございますが、給食費の負担軽減につきましては、全ての子どもを対象に公平、平等な市税の税金の使い方ということが必要だというふうに思います。そういう立場から今回一部の3歳児から5歳児のみを対象に負担軽減をされているその補正予算について、関係部分に賛同することはできません。

以上で討論を終わります。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和元年度以降の宍粟市の将来の基本となる令和元年度一般会計予算をさらに将来性ある方向に向けるための補正予算であります。また、昨年7月の豪雨による宍粟市の災害を早期に復旧するための補正予算も含まれております。さらに、本市が取り組んでいる子育てしやすいまちづくりを実現するための補正予算も含まれております。

以上のことから、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第81号議案を採決します。

第81号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第81号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第82号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第82号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第83号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第83号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第84号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第85号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第86号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第86号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第87号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第88号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第88号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第89号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(東 豊俊君) ここで休憩をいたします。

午後3時まで休憩いたします。

午後 2時44分休憩

午後 3時00分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第19 第90号議案～第100号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第19、第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第100号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての11議案を一括議題といたします。

当該11議案につきましては、去る9月2日の本会議で、提案説明が終わっております。

これより、決算質疑を行います。

通告に基づき、順次発言を許可します。

まず、政策研究グループ、グローバルしそう、11番、飯田吉則議員。

○11番(飯田吉則君) それでは、議長の許可をいただきましたので、平成30年度の決算質疑を政策研究グループ、グローバルしそうを代表して飯田吉則、させていただきます。

まず、歳入歳出状況についてお伺いいたします。

人口の減少に歯どめがきかない状況で、市民税の減収は言うまでもなく、交付税についても段階的縮減が続く中、都市計画税廃止後の財源確保に職員による(仮称)目的税検討委員会を設置し、早期に一定の方向性を示すべく、議論を加速させるとされておりました。このことについてどのような議論がなされ、どのような方向で進んでおるのか、お伺いしたいと思います。

次に、経常収支比率が0.8%増加している状況をどのように捉え、どのように改善を進めていくのか、お伺いいたします。

次に、主要な施策の成果説明の総括のところですが、昨年に続き不用額が8.9億円以上となっております。予算執行ができなかった事業について、その理由

と事業の検証が必要ではないかと思えます。どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、平成30年度7月豪雨災害による被害への支援と災害復旧を最優先とした取り組みを進めたとあります。災害復旧の進捗、それに伴い、先送りされた一部事業の立て直し状況についてお伺いいたします。

次に、農業振興策についてです。

新規就農・定住促進事業の拡充と、新規就農者の短期・長期の研修制度の新設により、どれだけの成果が生まれたのか、お伺いいたします。

次に、水道事業について。

水道事業については約1.3億円の経常損失。人口減少に伴い、有収水量が減少する中、水道事業経営審議会の答申を受け、どのように対応して行くのか、お伺いいたします。

最後に、音水湖カヌー競技場の整備についてお伺いいたします。

カヌー競技場の整備により北部活性化の起爆剤とするというのが投資目標でございますが、その成果について伺います。

また、集中豪雨による引原ダムの下流域への影響を不安視する声があります。どのように認識しておいでか、お伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（東 豊俊君） 飯田吉則議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ、グローバルしそ代表の飯田議員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

その前段であります。先日来、台風15号の影響によりまして、千葉県、特に停電による、あるいは、風による影響が大変大きい状況であります。御承知のとおり、千葉県匝瑳市と協定を結んでおる状況であります。きょう、ビニールシート等が非常に足り苦しいということで、少し保有している分について直ちにとということで今やっております。まず、御報告申し上げたいと思えます。時間の関係がありますので、大変申しわけないんですが、御報告ということでもあります。

続いて、回答であります。そういうことで、できるだけ簡潔に申し上げたいと思えますので、よろしくお願ひします。

都市計画税廃止後の財源確保ということでもあります。平成30年9月議会の閉会のところでも御挨拶して、そういう形を表明させていただきました。課題の整理で

あったり、その後、人口減少社会対応する恒久的な財源の創出、その一部についてということで、いわゆる恒久財源検討会議を内部で設置したところであります。これは昨年10月であります。その後、特に次長級の職員を中心に今議論をスタートしたところであります。課題の洗い出しなどを行っておる状況であります。現段階では具体的なことをお話というところへ至っていないと、こういうところでございます。

しかしながら、今後、財政計画等々も十分考慮しながら、早期にこの議論を進めていく中で、またいろいろ御意見をいただきたいとこのように考えております。

次に、経常収支比率の関係であります。0.8%増加している、どのように捉えているんだと、あるいは、改善はどうするのかと、こういうことではあります。経常収支比率が増加した要因としては、市税の収入減、経常一般財源が減少したこと、さらにまた、経常経費においては、事務用パソコンの購入や臨時職員賃金が増加した、このことが要因と捉えております。

改善に向けては、一般財源である市税においては、人口減少や地価の下落などが続いており、さらには地方交付税においても、平成30年度決算では、特殊要因により増加したものの、段階的縮減や人口減少により今後も減少することが見込まれるため、数値の改善を図ることはなかなか難しいと考えております。引き続き経常経費の節減など、歳出の抑制によって数値を悪化させないように努めていきたいとこのように思います。

不用額についてであります。主な事業としては繰越事業であります。一宮北認定こども園、また、負担金額の確定が3月補正に間に合わなかった、にしはりま環境事務組合負担金など、やむを得ない事情のものも含まれておると、こういうことではあります。

個別の事業の検証に当たっては、当然であります。決算は歳入歳出予算の執行の実績結果をあらわしたものであります。その結果を次年度予算の編成に反映することで検証していきたいとこのように考えています。

次に、水道事業であります。お話があったとおり、非常に人口減少等々によって有収水量が減少する非常に厳しい状況ではあります。特に9月号の広報でも特集を組んで、また市民の皆さんに状況をお示しするとこういうふうにしてありますが、水道事業の安定経営を維持しつつ、安全・安心な上水道を供給し続けるためには、あらゆるコストの削減は当然であります。簡易水道事業との統合を行った上水道への国庫補助、さらには交付制度の拡充、あるいは、過疎対策事業債などの財政措

置について、現在も国への要望を行っておりますが、引き続き、このことを要望していきたいとこのように考えております。

また、広域連携の協議等にも積極的に参画することで、経営基盤の強化を図っていくことも重要であるとのように考えております。

次に、音水湖のカヌー競技場の関係であります。この御質問等々の中にありましたように、北部の、あるいは、宍粟市の起爆剤としてこれまでも投資をしてきたところであります。私は一定の効果があったとこのように思っておりますが、なお一層交流人口、関係人口の増加に、さらには地域の活性化につなげていきたいとこのように考えております。

御承知のとおり、引原ダムは、治水・かんがい・工業用水・発電を目的に兵庫県が管理しております。昨年で60年を迎えたということでもあります。カヌー競技場のために貯水量を調整するということは決してないということでもありますので、冒頭申し上げた、その目的のために兵庫県が管理しておると、こういうことでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

そのほかについては、少し具体もありますので、担当部長から答弁させたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私の方からは、平成30年7月豪雨による農林関係の災害復旧状況、また、農業振興策についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、平成30年7月豪雨災害においては農地600件、農業用施設335件、合計935件の被害報告を受けており、国庫補助事業により、農地復旧工事53件、農業用施設復旧工事38件、合計91件を計上いたしております。

また、市単独事業による農地及び農業用施設の土砂撤去支援344件を見込んでおりまして、トータルでは435件の復旧を行うこととしております。

このうち、平成30年度の実績としましては、国庫補助事業分は農地16件、農業用施設8件の計24件の公告を行いましたが、なかなか応札者のほうが少なく、契約実績については5件となっております。市単独補助支援については264件の申請を受け付け、自治会等に補助を実施いたしております。

また、林道施設災害につきましては、国庫補助事業で林道施設12路線22件を計上して、市単独事業の林道及び作業道補助支援として49件の地元要望と合わせまして、合計71件の復旧を予定しております。

平成30年度の実績につきましては、3路線4件の公告を行い、当該年度中の契約

実績は2路線3件となっております。

また、市単独支援につきましては35件の申請を受け付けて、補助支援を実施いたしております。

なお、先送りされた事業の立て直しにつきましては、農業・林業関係では、当該年度に計画されていた事業で、平成30年7月豪雨災害の影響を受けて事業取りやめ、もしくは、おくれが発生したという事例は確認されてございません。

続きまして、新規就農・定住促進事業の拡充による成果についてでございますが、事業継続者は1名で、耕作面積については前年度より1,597平方メートル拡大しております。また、新規対象は2名あり、耕作面積が9,048平米ふえて、平成30年度全体では新規就農・定住事業活用者は3名あり、1万645平米の耕作面積の拡大につながっております。

また、新規就農者の短期・長期の研修制度でございますが、これにつきましては、市内で定住の就農を考えられている方で、市内での農業に適合可能かの判断材料として体験就農を希望されている方に1週間程度の農業体験によるインターンシップ研修、もしくは、中期の研修、4カ月程度の研修を受け入れて勉強していただくとしておりますが、なかなか応募がなく、現在のところ、成果にはつながっておりません。この研修制度につきましてはなかなか利用されていない状況から、内容を検証を行いながら、課題点、問題点を明らかにして改善していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 私のほうからは、建設部局におけます、平成30年7月豪雨災害による災害復旧と進捗状況等と先送りされた事業についての立て直し状況についてお答えいたします。

建設部関係の国庫補助の災害は102カ所の査定を受けてございます。市道40カ所、市管理河川58カ所、橋梁1カ所、公園1カ所、水道1カ所、コミプラ1カ所で、査定決定額は18億5,357万円でございます。

この3月末での進捗状況は、工事完成が8カ所、工事中が25カ所ございます。未契約分は69カ所ありますが、復旧に向け順次進めているところでございます。

なお、災害復旧事業につきましては、原則3カ年間での事業実施となることから、令和2年度内での完成を目指して進めておる、そういったところでございます。

また、先送りされた事業でございますが、道路維持補修事業、道路新設改良事業

等につきましては、令和2年度においても災害復旧事業を最優先にしつつ、優先順位を見きわめながら進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、緊急性がございます道路維持工事、それから、通学路対策等につきましては、先送りすることなく、継続して実施しておるといところでございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市長のほうからも先ほどございました、恒久財源を何とかしなければならぬということで検討しておるといところなんですけども、見ておりますのに、平成24年から当初予算については3年ほど上がり、また下がり、また3年上がってきているというような状況で、なかなか一定の歯どめがきかない、きかないという言い方もおかしいんですけども、どんどん上がっている状況にあるんじゃないかというふうに見ます。そんな中で、財政力指数というものは、平成20年度からどんどんどんどん下がってきておるとい状況なんですね。繰り上げ償還もなさって、一生懸命借金を減らそうとい状況にありますけれども、実質は17億円余りの、だんだんこれもまたふえておるとい状況なんです。何とかそういう恒久財源、自主財源というものを何とか確立していく方向を見出していきたい。病院経営も今のところ赤字経営、そして、第三セクターのいろんなものもほぼ赤字状況が続いておるとい中で、結局財政をよくしていく部分は全然見えてこない状況にあると思うんです。そんな中、市債だけはどんどんふえておるといような状況です。なかなか明るい状況が見えない中で、そういう部分についてもっと真剣、真剣に取り組んでいないという言い方もおかしいんですけども、真剣に、本当にやっていかなければ、取り返しのつかないことになってしまうと思うので、その辺のところをもう一度、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさにそのとおりでありまして、私は特に健全な財政を維持して、次代に負担を残さないということも含めてであります。しかし、今やらなければならない投資はやっぱりやっていかなあかんと。このバランスをうまく保つということが大事だと。したがって、今おっしゃったように、大体交付金で230億円から250億円のこの間の中でどうやっていくかと。それで、収入と支出のバランスと、こういうことなんです。特に私はやっぱり恒久財源をしっかり定めて、市民の皆さんの理解を得て、一緒になって町をつくっていくんだという観点が非常に

大事だと思っています。そういう意味では、都市計画税を廃止して、次の新たな税と、市全体という形で、ぜひこのことについては、なかなか時間がかかるかもわかりませんが、いろいろ議論する中で進めていきたいと思っています。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 次に、不用額のことについてですけれども、やはり繰越明許費として残っておる分、これはいたし方ないとしましても、個別事業で消化できなかった部分、こういうものについては次年度への対策というものを打っていくということですので、これはまた決算委員会のほうで個別にやっていただきたいと思っています。

また、災害復旧の工事なんですけれども、これも激甚災害で3年という猶予がある中なんですけれども、この現状、工事業者の少ない、応札がないとかいうような、いろんな条件があると思うんですけれども、これより一昨年前の災害事業がまだできていないというような状況の中でまた災害が起きるといようなこともあります。たまたま今年は今のところよそさまと違って、こちら辺は災害を受けていない状況でございます。これはまだいつ何か起こるかわかりません。そういうことも鑑みて、なるべく事業を集約して進めていける方向を見出させていただいて、大変なことだと思うんですけれども、なかなか事業を積み残さないようにしていただきたい、このようにお願いしたいと思っています。

次に、農業振興策についてですけれども、就農といいつつ、一番最初に就農された方のその後はどうなのかというところはあったんですけれども、なかなか思ったように農業的に経営というのか、生活が成り立っていない状況があったというふうに聞いております。そんな中で、もっともっとそういう人をふやすためには、担当課、担当部が本気になってその辺のところをバックアップしていく、状況をつくっていく必要があると思いますので、その辺のところはもう一度お聞かせいただきたいと思っています。

水道事業につきましては、9月からの広報で、市民の皆様にお知らせする、知っていただくということをおっしゃっていましたが、私、前回の代表質問のときに、毎年秋の行われます市民懇談会等でその辺のところを取り上げていってはどうかという提案をしたんですけれども、その辺についてどういうお考えになつたのか、お伺いしたいと思っています。

それから、最後に、音水湖のことですけれども、前々からよく聞いております音水湖のカヌーのために水をどうこうするという事はないということでご

ございますけれども、一般の方から見れば、なかなかそうはとれないという状況にあるというふうにお聞きします。そんな中で、前回の、今年の台風接近、直撃というようなことが予想されたときに、ある方からそういうお電話をいただきました。そういうことで、やっぱり気にしておられる方は多い、沿線の方は、揖保川沿線の方はダムが大丈夫なのかということに気にしておられますので、もっともっと広報していただいて、皆さんに安心感を持ってもらえるようにしていただきたい。

また、今回、県のほうで補強等を計画されておることについても、皆さんに広報していただいて、安心感を持っていただくという方法をとっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まず、1点目の、特に不用額については当然議決をいただいて、執行する側としてきっちりその目的でせないかんということであります。今度の予算の中で、なぜ繰越明許、あるいは、特別な要因を除いたやつがどうだったのか。しっかり検証していきたいと、このように思います。

それから、農業振興策につきましては、担当部長からあるところがあったんですが、基本的には私もその方々といろいろ話をしたり、これからということで、昨日もいろいろ議論があったとおり、どうやって所得を保っていくかということが大きな課題というふうに私も聞いております。そういう意味では、ある意味今始まったところなんですけども、もう少しその方々が、あるいは、農業従事者の皆さんとも、認定農家の皆さんともいろいろ御議論させていただいて、どういう手だてが一番いいのかなということも今後進めていきたいと、このように思っています。

それから、水道の関係でありますけど、9月号で一応現状をお知らせをしていこうと。ただ、こういう状況で、こういう成り立ちの中で水道がなっていますよというお知らせであります。タウンミーティングというお話も前に聞いておったんですが、もう少し先の段階で、もう少し練っていききたいなと思っておりますが、今回は教育を中心ということでタウンミーティングをさせていただきたいと思っております。

それから、音水湖の関係につきましては、冒頭申し上げたとおりであります。決してカヌーのためということではなしに、去年の7月豪雨でも事前放流をしながらしっかりとその状況を見きわめていただいて、ただし書き操作が最終的に7時間延びたと、こんな状況であります。また、ちなみにあそこが60年の歴史の中で2回だけただし書き操作をしたという状況であります。

ただ、お話があったとおり、ダム再生事業ということで、今から、もう既に先般

も国や、あるいは、国会議員を通じたり、県が一緒になって要望しております。もう間もなく少し詳しい資料も出てきますので、住民の皆さんや関係の皆さんにもダムの再生事業についても周知していきたいとこのように思います。

簡単に言いますと、2メートルほどかさ上げをして、それで、少し下のほうで水が抜けて調整をしていくと、こんなことでありますので、少し安全は高まっていくと、このように思います。ただ、しっかり広報していきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） よろしいですか。

○11番（飯田吉則君） 済みません。先ほど農業のことなんですけれども、やはり農業、先日来もいろんな意見が出ていました、ように、就農者をふやす、それについてはやっぱりどうして生きていくか、野菜を売る場所とかいうものもなかなか定まっていな中での就農ということになりますので、やっぱりそういうところの基礎的な部分をきっちりつくり上げていくということが必要だと思うので、前々からいろんなことで取り組んではおるんですけども、なかなかそこが確立できていないところが宍粟市の弱みでもあろうかと思っておりますので、その辺のところをもう一遍きっちりやっていただきたいというふうに思います。

最後に、ダムのこともですけれども、ダム、本当に水が出るときに、皆さん、すごく不安になっておられます。揖保川水系の整備状況というのをちょっとインターネットのほうで調べたんですけども、やはり下流部ではほぼ完成しておる、2.7%ほどが残っておるぐらいということなんですけれども、中上流部では50%近く、四十何%まだ未整備という状況にあるということなので、一遍特別放みみたいなことがあると、やはり山崎地区なんか特別なことになると思うので、その辺のところはしっかりと要望していただいて、附随した堤防とかの処理、かさ上げとかいうものについてもきっちり要望していただきたいと思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然でありますので、現在も河川改修含めて、土砂の撤去含めて要望を続けております。

ただ、御承知のとおり、河川改修は南からやってくるのが原則であるようであり、この北部のほうについては拠点的にやっていくということではありますが、ただ、やっぱり南も大方済んでおるので、できるだけ北部の上流域をやってほしいということは強く要望していきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） これで、政策研究グループ、答弁あります。

産業部長。

- 産業部長（名畑浩一君） 済みません。先ほどございました、自立した農業といえますか、そんなお話だったと思うんですけど、やはり林業とあわせまして、川上から川下、この流れをしっかりとつくる中で、システムをつくる中でやっていかないといけないと考えております。それには当然循環型の農業であったり、循環型の林業、これを確立していく必要があると思います。その方向に向いて頑張っていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（東 豊俊君） これで、政策研究グループ、グローバルしそう、11番、飯田吉則議員の質疑を終わります。

なお、質疑はできるだけ3回にとどめていただくようお願いをしておきます。

続いて、創政会、9番、田中一郎議員。

- 9番（田中一郎君） 9番、創政会、田中一郎です。質疑通告書を出しているところなんですけど、具体については決算委員会がありますので、審議していきたいと思っております。出しているとおりのお答えで結構ですのでよろしくお願ひします。

まず、平成30年度事業の総括についてということなんですけど、平成30年度予算編成の通知書が平成29年10月ぐらいでしたか、市長のほうから出ておりました中に、事務事業の見直しや創意工夫によって有効に財源を活用するなど、持続可能な健全財政に向けた取り組みが進められてきておると思うんですけども、そういう文言の通告があつて、恐らく平成30年度はそれをもとに進められたと思うんですけども、まず目標は達成できたのか。

次、2番目に、何よりも活躍していただいております部局での取り組みと評価と課題はどのようにこの決算で感じられたか。

3番目に、それをもとに令和2年度、令和3年度に向けてどのようにつなげようとされているのかというところをお聞きします。

次に、決算質疑ということですので、健全性の維持と展望ということで、数字をずっと見ていますと、民生費の割合が増加傾向にあるように思われます。宍粟市の状況を鑑みれば、やむを得ない部分もあると思います。やむを得ないと思っております、この分については。しかし、限られた財源で執行しなければならないという前提条件もありますし、そういうような部分から、財政の健全性の面から見た平成30年度における評価と長期的な動向及び対応を、今の現時点の考えを教えてくださいたいと思います。

続きまして、市債が単年でいきますと25から30年、近年10年ほどの推計を見ますと、そういうようなところで上下しておりますし、市債残高につきましては250億から300億の間を宍粟市の推移を見ますと上下しておるような気がします。それで、将来の財政圧迫につながらないような補助金、新規、拡充及び廃止事業等の財政負担を考えた精査は十分にできたのか、これからもやっていこうと思われているのかをお聞きしたいと思います。

3番目に、これから大きな事業として建物、また、土地の購入等で大変な時期を迎える認定こども園、それと、先ほどから出ております保育所の運営、事業は少子化対策や子育て支援において充実すべき重要な事業であると私は感じております。これも先ほどの民生費と同じなんですけども、大切な事業であるかといって、財政的な部分も鑑みていかななくてはいけないという部分もありますので、その点についても伺いたいと思います。

最後に、同じようなことなんですけども、公共施設の老朽化対策、それと、新病院等の新規公共施設整備等の投資的経費の確保が必要であると考えております。人口減少が進む中で、歳入の確保が難しい現状の今後の見通しについて伺いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 田中一郎議員の決算質疑に対して、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の田中一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目のまず、持続可能な健全財政に向けた目標、それに対してどうだったのかというようなことでありますが、健全財政に向けた具体的な目標は設けておりませんが、地方公共団体の財政健全化に関する法律、これに基づく指標であります実質公債費比率では、前年度より1.9%の減少、将来負担比率では8.5%減少しており、健全化に向けた取り組みは一定達成できているとこのようには捉えております。

しかしながら、人口減少、あるいは、市税の減収、地方交付税の段階的縮減など、そういうことが見込まれる中では、さらに厳しい財政状況が続くのではないかなど、このように考えております。

次に、各部局での取り組みの評価と課題はということであります。

当然、人口減少にいかに関どめをかけるかということ、総力を挙げて戦略の中

で取り組んでおりまして、人口目標も何とか3万7,000人ということも打ち出しながら進んでいます。それぞれ職員も鋭意努力しておるところであります。当然限られた予算の中で地方自治体が本来持つておる、あるいは、趣旨に基づく最小の経費で最大の効果を発揮するよう取り組む、それは当然であります。そういった中で、人口減少対策に向けた取り組みについても一定進めることができたものの、現実としてはなかなか人口減少に歯どめがかからないということも大きな課題とこのように捉えております。

また、このことを令和2年度施策へつなげていくについてはということですが、当然厳しい財政状況を踏まえつつも、総合計画、あるいは、総合戦略、これからしていくわけですが、当然そういった計画に基づいて、地域創生を可能な限り進めていく中で地域の活力を求めていきたいとこのように考えております。

次に、民生費の平成30年度における評価と長期的な動向であります。及び対応であります。平成30年度は一宮北認定こども園、戸原こども園の建設、また7月豪雨災害に係る災害救助費などの増額のことが主な要因として考えておるところであります。

長期的な動向としては、人口推計を踏まえて推測しますと、今後しばらくは増加傾向と考えておりますが、高齢者数の減少も含めてであります。2025年あたりが大きな山が来るのではないかな、そんなふうにしております。それからしばらく同じ傾向でいきますが、いずれにしても高齢者含めて緩やかに将来少し減少していく状況を推測しております。そのことも含めて、民生費のこれからのあり方も変わってくるのではないかなとこんなふうに思います。

次に、将来の財政圧迫につながらないよということ、補助金、あるいは、新規・拡充及び廃止事業の財政負担を考えた上の精査、このことですが、急激に変化する社会情勢の中では、当然さまざまな社会問題がありますし、多様化をしております。その時代の変化に的確に対応することも、柔軟にまた対応することも大事でありまして、また同時に、市民のニーズに的確に対応すると、こういうことは重要なことあります。しかし、全て対応するというのは非常に難しい状況であります。

今後の財政状況を考えますと、ニーズがある意味少ない事業は廃止しなくてはならないのかな、それから、ニーズがある補助金・事業であっても一定の期限を決め、その間に効果をもたらす、また年度内の上限額を決めていくなどの歳出の抑制を図っていくことで、将来の財政圧迫につながらない、こういうことも考えていく必要

があるところのように今思っておるところであります。

次に、認定こども園・保育所運営事業の事業費の増加に伴う財政対応についてありますが、現在も地方財政措置が講じられておりますが、今後も地方財政措置の動向等を十分考慮しながら事業に取り組んでいく必要があるだろうところのように考えておまして、必要な施設であります、一気にというとなかなか行かないということで、計画的にこれは進めなくてはならないところのように考えております。

公共施設の老朽化対策などについてであります、今日の人口の状況の中で、歳入確保の現状、あるいは、今後の見通しは先ほども申し上げたとおりであります、一般財源である市税においては、人口減少、あるいは、地価の下落一定ありますので、近年続いておりますので非常に厳しい状況であります。

また、地方交付税においても、段階的縮減がより人口減少と相まってそれぞれ交付税も減少が続いていくのではないかなど、当然見込むわけであります。これらのことから、現状の歳入を確保をいかにしていくことを重要に捉えております。また、歳入確保も非常に厳しい状況にあります。したがって、先ほどの質問にもありましたように、いよいよ市民の皆さんとも一緒になって、将来の町を考える目的税等々も一つの大きな視野にあらうところのように考えております。

歳出におきましては、道路や、あるいは、上下水道施設などインフラの長寿命化によって老朽化対策を講じることや、あるいは、公共施設等の総合管理計画、あるいは、個別計画に基づいてトータルコストを縮減することによって、歳出の削減を図っていかなければならない、こんなふうに考えておるところであります。

以上、少し雑駁なところではありますが、御答弁させていただきます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） それでは、先ほども歳入の部分で努力するということがあったんですけど、財源の確保の中に広告料の収入やふるさと納税による寄附についての現行の手法を考えて、平成30年度、令和元年、そのような広告収入の手法やふるさと納税の手法を考えて歳入に取り組むというような基本姿勢の中にそういう言葉があったんですけども、平成30年度、令和元年度等における中で、どのような手法が変わったのか、変わらないのもいいんですけども、どのような新しい、先ほども新しい発想で広告しようというような部分がありましたけども、どのような新しい指標を用いられたのか、また、今いいどのようなアイデアが、手法があるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君）　新しい財源の確保という形で、今御質問いただきましたふるさと納税、このことにつきましてはもともとが1サイト、1つのサイトでのふるさと納税の募集をしておりました。平成30年度、昨年に2サイトをふやしまして、総務省が3割という返礼品の上限を厳しくいってくる中で、少し春先については宍粟市へのふるさと納税、落ち込みが見られたわけですが、2サイトをふやすことによって前年並み、平成29年度並みのふるさと納税の額が確保できたということと、それから、過去のふるさと納税をしていただいた皆さんにカモメールという郵便局とタイアップさせていただきながら、宍粟市の魅力を再度発信をさせていただいて、そちらの方にも再度ふるさと納税をしていただくというようなこともふえてきておるとい状況であります。

現状では、御存じのとおり、ガバメントクラウドファンディングという制度も設けながら、新たな財源の確保、あるいは、地域の活性化に向けた取り組みの支援につながるという制度も新たに設けておりますので、さらにその推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（東　豊俊君）　9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君）　いろんな努力をされているということは十分にうかがえます。

次に、民生費の中で、当然これも必要なんですけど、決算質疑ということですので、委託費というのがたくさんあるわけですが、特に民生費の中で、主な部分を背負っておる、障がい福祉、介護福祉、国民健康保険、国民社会保険等々の部分というのは小さな業務でたくさんの人の委託が要するというような部分のところもあるんですけど、そこで一つ、そういう委託された委託業者や委託した人たちの成果がどのようにあらわれているかというような確認とかいう部分が必要かなと思うんです。それで、民生費の中の委託費というのはほとんど事務的な仕事とか、そういう部分のことも多いかと思うんですけど、やはりこういう部分の点検などはどのようにされているのか、また、そういうような確認をすることが委託している業者のためのやる気にもなるんじゃないかなと私は思いますけども、そういうような確認事項とか、確認作業はされておりますか。

○議長（東　豊俊君）　暫時休憩します。

午後　3時42分休憩

午後　3時42分再開

○議長（東　豊俊君）　休憩を解き、会議を再開します。

答弁を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 委託の分野については非常に広範にわたっておりますので、それぞれの部局がそれぞれの点検、あるいは、検証をしていくべき部分がございます。非常に申しわけございませんけども、決算委員会の中でそれぞれの部分での御指摘をいただきながら、担当部局としてお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） よろしいですか。

それでは、これで田中一郎議員の質疑を終わります。

続いて、10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私は無党派で一人なので、発言時間、往復10分、質疑3回までなのでよろしく頼みます。

成果説明書の32ページの保健医療福祉が連携した安心のまちづくりのところで、医療体制の充実についての記述の中で、施設の老朽化が進んでおり、地域包括ケアシステム構築のための拠点となる新しい病院の建設費用を購入しましたというところがあります。

そこで、市長に伺うのですが、平成30年度に公立宍粟総合病院の病床数を205床から199床に減少させておられますが、新病院を建設する方向で土地を購入するなら病床数を確保するべきではなかったのか。

次に、この新病院建設のための用地購入についての話は昨年12月に突然出てきて、今年1月の臨時会で補正予算が可決されています。現在、新病院基本構想・基本計画策定スケジュールや新病院整備の全体目標スケジュール等が出てきているところでありますが、土地を購入する時点から私たちの意見を聞き、新病院の建設を進めてほしかったという市民の声があるのですが、市長はどのように考えておられるのか、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の決算質疑に対して、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

病床数のことではありますが、平成30年4月の病床数変更は、要するに新病院の整備用地としての土地購入の有無にかかわらず、病院改革プランに基づいた変更でありまして、一昨年のあるところの議会でもいろいろ御議論をいただいたとこのように思

いますが、その内容は、5階回復期の病棟における看護や介助、リハビリ時の安全な空間の確保、あるいは、プライバシーの保護等々など6床を返床して199床とこのようにしたものであります。この病床数の変更によって、快適な療養環境の確保と一定の収益向上にも効果があったとこのように考えておるところであります。

ただ、何でそうなのということではありますが、今时期的なタイムラグとしてはそういう状況であります。

次に、用地の購入の件であります。平成30年3月に策定した、宍粟市における地域医療推進のための基本方針において、その中で宍粟総合病院の現状と建てかえの必要性など、検討を進める方針をまとめたところであります。

そのような中、昨年8月に中比地の企業跡地の売買提案を受け、内部検討いたしましたところ、宍粟市が現在保有する公共用地にはこのようにまとまった用地はないわけでありまして、将来的にもこの用地、あるいは、総合病院の建てかえが可能な同等の用地が入手できる見込みは非常に低いと判断した中で、総合病院の建てかえ候補地として購入すべきとの判断のもと、先ほどあったとおり、補正予算を上げさせていただき、さらに契約議案についても臨時議会を開催していただく中で議決いただいたものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、まず病床数の減少、平成30年度に205床から199床に減少したという理由を、6人部屋から4人部屋へ快適な療養環境の整備ということでしたら、新病院を建設していくという方向ならば、新病院の建設のときに療養環境をもっとよくするというような方向性も市民に提案とか、できたのではないかなと思えることと、それと、病床数の減少に関しては、病床数を減少させたことより、病床利用率が上がったり、それから、徴収できる加算とかが多くなったりして、診療報酬が多くなったりするようなこともあるわけなんですけれども、新病院を建設するのでしたら、より入院患者がたくさん入院できるように病床数を確保ということも大切ではなかったのかなというような視点から、平成30年度に205床から199床に減少させているのはなぜなのかというところを市長にお尋ねしているのですが、どういうことなのか教えてください。

○議長（東 豊俊君） 参事兼総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隈岡繁宏君） 先ほど市長からの答弁にもありましたように、これは平成30年4月に見直しております。ですから、平成29年度中の動きとしてこのような計画を立てた。当時の話としては、確かに将来的には新しい病院も

つくるべしという、検討すべしというのはあったんですが、今の現段階でいう2025年を目途にとか、そういうところへ至っていなかった。そういう状況の中で当時の総合病院につきましては、いわゆる患者の数も非常に少ない状況で病床自体が余っているという一面もありました。そういうこともあり、それから、一方で経営も悪いというふうな状況があったという中において、なるべく多くの患者さんに来ていただくべくという流れの中で、療養環境をよくしよう、それがひいては経営改善につながるということで、当時平成29年度末の判断としてそういう形をしたという形になっております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そうしたら、2番目のところに移りたいと思うんですけども、私たちの意見を聞き、新病院の建設を進めてほしかった、これなんですけれども、私が市民の方に新病院検討委員会、これを市民委員を公募しているから、その中においてさまざまな意見を言うてくださればいいのではないかみたいなことをちょっと申し上げましたら、それより以前の問題だと。新しく病院を建設する土地をどこにするのか、場所、それから、本当にそこが適地なのか、そういうふうなこと、それから、あるいは、新病院を移転する、そういったことも何も説明もなく、約6億7,000万円もの公費が使われたことに対して疑問なんだと。だから、新病院検討委員会の市民委員を公募しているから、そこに入ればいいというようなものじゃないと、それ以前のことで怒っているんだということで私にお叱りを受けたことがあるわけなんです。

それから、また、ほかの人は、ともかく市長に伝えてほしいと。病院建設を、移転地を決める前から私たちの意見を聞いてほしかったと、それだけは伝えてほしいというような、本当に少なくない方がそのように思われているということを私もすぐいろいろ訪ねていくうちに知ったわけなんですけれども、そのところにおいて、今どんどんと進んでいっているわけですが、先ほど私が言ったような考え方を持っておられる方が少なくなっていくらっしゃると。だから、やはり市長には市民に対してきっちりと説明しなければならない責任があると思うので、そこをどのように今後されていかれるのかということを質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 決算上から出てくる数値だとか、考え方も含めての質問と捉えて御答弁させていただきたいと。今後のことについてはやっぱり市民の皆さん、丁寧に来てということなんですけど、いろいろ私もお叱りをたくさんいただいております。

ます。勝手に決めたんか、いろんなことがあります。市民の。ただ私は別にうがった意味で申し上げているのではなしに、あのときもひょっとして申し上げたかもわかりませんが、Aですか、Bですか、Cですか、皆さん、どこでしょうという考え方も当然あるわけでありますが、冒頭の答弁で申し上げたとおり、非常に有効な土地と判断して、議会とも十分議論させていただく中で、それぞれ臨時議会の中で議決をいただいたと、こういうことであります。

ただ、お叱りなり、いろんな方々の思っいらっしゃる思いは十分受けとめております。したがって、私はその方々のお気持ちに応えるにはしっかりとした医療体制を整えると、そのことで返すしかない、こんなふうに思っています。

○議長（東 豊俊君） これで10番、山下由美議員の質疑は終わります。

続いて、宍志の会、2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 宍志の会、2番、宮元裕祐です。議長から発言の許可がありましたので、宍志の会を代表して通告書に基づき、平成30年度宍粟市予算に関する決算質疑をいたします。

私は、平成30年度予算に対する予算質疑をしました。まず、その答弁のとおり、決算が執行されたのかを質疑をいたします。

平成30年度、施政方針には人口減少をストップさせるためのプランがありました。その中で、若者の活躍と定住・移住促進について、歳入は、生産年齢人口や市民所得・賃金と深い関係があります。働き盛り、子育て世代の人口がふえると、自然と所得に対する税收、つまり歳入がふえます。住みやすい・住み続けたいまちづくりの施策は、若者が活躍できる仕組みを構築して、新規事業に結びついたのでか。

情報発信やそのツールでU・I・Jターンの促進につながったのか、成果を問う。

子どもが健やかに育つまちづくり、宍粟市の子育て世代が魅力があると感じ取れた仕組みづくりとなったのか。また、近隣市町との連携はできたのか。

成果説明書からなんですが、歳出の性質・節別分類について、人件費は職員減等により減少傾向ではありますが、物件費が増加しております。限られた職員で効率的な組織運営を堅持するために職員研修を実施しているとある。研修の効果を問う。

非正規職員の待遇改善や安定した雇用となっているのか。

また、委託料が増加傾向であり、契約内容や基準などの不透明性に課題があると考えます。委託料に対するコスト意識は、事業や決算にどのように反映されたのか。

魅力と活力あふれる地域産業を育つまちづくり、農林漁業振興においては、新規就業・定住促進をさらに拡充させるための取り組みであるが、振興策の成果を問う。

次に、耕作放棄地や放置されている山林は、国土や環境・景観保全の観点から、その対策を継続していかなければならない。平成30年7月豪雨災害で甚大な被害を受けたが、災害に強い田畑や森林を造成できているのか。

快適に暮らせるまちづくりについて、公共交通においては、公共交通空白地帯をつくらないという考えだが、地域の実情は自宅から移動先までを望んでいます。利用者が少ない路線や時間帯に対する決算額は必要不可欠なのか。

以上、1回目の決算質疑を終わります。

○議長（東 豊俊君） 宮元裕祐議員の決算質疑に対して、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の宮元議員さんの御質問にお答えを申し上げたいとこのように思います。

1点目にありました、若者が活躍できる仕組みを構築して、新規施策をこういうことであります。また、予算質疑であったことについてどこまでできているのかとこういうことでありますが、トータル的に申し上げまして、予算質疑の中でもそれぞれ積極的に云々のことで何とか若い人たちの活躍の場、あるいは、移住・定住も進めていきたいということで、それぞれセクションごとに取り組んだところであります。

ただ、全体的にといいますと、なかなか厳しい状況が決算で出ておると、こういうことでありますが、努力をそれぞれした成果が現在それぞれの指標として出ておるといふことであります。

特に、1点目の若者が活躍できる仕組みのことでありますが、昨年6月に市と商工会、それから、西兵庫信用金庫と三者で地域創生の実現に向けた包括連携協定を締結させていただいて、雇用機会の創出や定住に関連する事業などを取り組んできたところであります。

その一つとして、若者を対象とした定住促進のパンフレット、もう御存じだと思いますが、えんちやう宍粟を発行させていただいて、市内の県立高校生などにも配付させていただいたり、あるいは、出前講座、あるいは、市外含めてそれぞれこのことによって定住促進の働きかけをしたところであります。

特に、宍粟市に住み続けることのよさ、都市部にはない魅力について感じてもらえるようにしておるところでありまして、この成果がすぐ出るというわけではないとこのように思いますが、昨年度、本年3月の高校の卒業生の状況を見ますと、それぞれ3校の中で、例年より市内に残っていただいた生徒がふえたということはこ

れは実態としてあります。ただ、パーセントをあげますとわずかでありますが、減るとふえるのとプラスマイナスは私は大きいのではないかなとこんなふうに捉えています。

また、総合的な仕事の窓口として宍粟わくわ〜くステーションを昨年7月に開所したところでありまして、多くの方々に来所していただいた中で、若い人たちの就職の一端を担っていただいております。

また、市内の企業の皆さんにもそれぞれの就職された若者に対して、奨学金の返済の負担を企業への助成制度、それぞれ企業も努力していただいて、そういった制度を設けるなどして、働きやすい制度の充実にも取り組んだところでもあります。

また、かねてより若者の意見、発想を取り入れる、こういうことでありまして、若者未来ミーティングにも取り組みまして、とりわけ波賀においては数名の若者が主体的に議論を重ねていただいて、地域活性化につながる事業を実施するまで計画を本年度進めておりました。昨年度議論を重ねた結果、本年度実践ということでありましたが、あいにく夏の8月15日の台風で実施には至りませんでした。今後も継続的にいろいろ考えていただいているということでもあります。

一宮においても、日本酒発祥の地に関連したイベントを若者が中心になっていただいて、主体的に企画・運営するなど、若い人たちの活躍についての機運を高めるということもできたのではないかなとこのように思います。ただ、一歩少し前に進んだという状況で、これからだとこのように考えております。

次に、情報発信やそのツールによるU・I・Jターン促進の成果であります。えんちやう宍粟のパンフレットについても、繰り返しになりますが、市外へ進学や就職をされた方がふるさと宍粟へ帰ろうとさせていただくためのツールとして活用しておるところであります。これも一つの情報発信のツールとしてそれぞれ使っておるところでございます。

宍粟わくわ〜くステーションで取り扱う求人情報を宍粟わくわ〜くネットとしてインターネット上でも公開をさせていただいて、閲覧数も一定の数値を挙げておるところであります。

そのほか、兵庫県下ではトップクラスの成約数を誇る空き家バンク制度についても、Uターンでの移住希望者の問い合わせや登録も多くなっておりまして、森林（もり）の家づくり事業による補助制度も、一定のU・Iターン者を獲得できたのではないかなとこのように思います。

ただ、即効性のあるものから、一定年数をたないとなかなか効果がないというこ

ともありますが、今後も若い人たちも含めて、定住促進や施策に、特に包括連携協定を結んでおる商工会、西信が中心となって、それぞれ継続して行ってまいることが大事だと、決算状況を見てそのように捉えておるところであります。

以上、以下につきましては副市長や担当部長から答弁させていただきたいと思えます。

○議長（東 豊俊君） 副市長。

○副市長（中村 司君） 私のほうからは、公共交通についての御質問にお答えいたします。

この部分、現在、昨日も一般質問の中で答弁させていただいたんですけども、現在、路線バスとして現在のダイヤを運行していただいておりますので、それに伴う運行経費についてはやはり支払うべきものだと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 説明につきましては、子どもが健やかに育つまちづくりの関係についての御答弁をさせていただきたいと思えます。

地域創生総合戦略の定住促進重点戦略、住む・働く・産み育てる・まちの魅力、これを着実に実施することが子育ての支援につながっているものというふうに考えております。

その中において、産前から産後、子育て期における切れ目のない支援体制の充実、あるいは、子育て環境、教育環境の整備、定住促進など、子どもを産み育てることができる環境整備に傾注をしまいったところでございます。

昨年度も、子育て支援センターの子育て世代の皆さんと市長と意見交換をさせていただきながら、家庭ごみの週2回収集、あるいは、雨の日の屋内の遊び場、あるいは、子育て情報の充実というようなものについて解決していかなければならないというような意見をいただいた。一方で、子育てに関する公的サービス、近隣市町同様に整っているという声も同時にいただいているところでございます。

改めてあらゆる施策を総動員をしながら、子どもが健やかに育つ環境整備に努めなければならないということについては再確認をしたところでございます。

また、子育て支援施策の近隣市町との連携についてでございますが、現状において、定住自立圏の病児病後児保育施設、このことについては相互利用にとどまっております。子育て支援施策は各市町の独自色、この中で取り組まれているものと認識しておるところでございます。

続いて、歳出の性質、あるいは、節別分類の中で御質問いただいた部分についてのお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、職員研修につきましては、研修を実施する際には必ず受講者にアンケートをとっております。研修に対する満足度は高いものの、受講後の効果を数値にあらわすのは非常に難しい状況でございます。

特に継続的に実施しておりますものとしましては、接遇研修や公務員倫理研修、また、講演形式ではないプレゼンやワークショップ形式、こういったものを用いてコミュニケーション能力を高めていこうと、そのようにつながっていくような研修を多く取り入れているところでございまして、市民の方々に対する適切な対応、あるいは、事務事業の適正執行につながっていくものというふうに考えておるところでございます。

また、新たに管理・監督職になった職員には、その職に必要とされる組織のマネジメント力に関する研修を受けさせていることで、部下の育成、あるいは、組織の活性化につなげております。

こうした研修を受講することによりまして、新たな気づき、あるいは、業務改善に役立っているというふうに感じておりまして、職員の能力向上のためには辛抱強く繰り返し研修を実施することが重要であるというふうに思います。

ただ、昨年については、夏前に豪雨災害があったということで、この研修のスケジュール的には少し狂ったところがあるわけですが、おおむね予定どおりの研修が実施をできたところでございます。

次に、非正規職員の待遇改善等についてでございます。

物件費に計上されております非常勤職員の賃金、あるいは、社会保険料に関しましては、病院を除く全会計の合計で、前年と比較しますと約2,900万円増加となっております。人数的にはここ3年ほどは大きな変動はないわけですが、この増加の要因は処遇改善のための賃金単価のアップ、そういったものが主な理由でございます。

職員の給与が人事院勧告に伴って若手職員を中心に引き上げられている現状がございまして、非常勤の職員の賃金につきましても、そのことに連動しながら賃金単価の見直し、引き上げを図ってきておるところでございます。

特に、専門職に関しましては非常に人員確保という部分については苦慮をしているところでございまして、近隣市町と比較、そういったものを勘案しながら、差が生じないように努めておるところでございます。

安定した雇用という点につきましては、地方公務員法上の身分の縛りはありますが、多くの非常勤職員が毎年、新たな任用という位置づけで更新していただいております。長年にわたって勤務されている方も多くいらっしゃるところでございます。処遇改善につきましては、まだまだ十分ではないというふうに思いますが、来年の会計年度任用職員制度、この制度の移行に伴いまして、近隣市町とも十分協議をしながら、その状況を見据えていながら改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、委託料につきましてはですが、平成30年度につきましては、豪雨災害に伴う測量、あるいは、査定設計、そういったものにかかなりの委託料を要しております。さらには、地籍調査事業が国のほうからプラスで配分になったというところで、この2つ、今申し上げた事例2つをとって約3億4,000万円程度の増額になっておるところであります。

通常の委託料につきましては、施設の維持管理、あるいは、機種種の補修、システムの改修、測量、建築設計などが主なものであります。入札による競争、あるいは、二者以上の見積もり徴収をするほか、既存システムの改修などについてはもう既に業者が決まっておるところから、ICTアドバイザーにより助言をいただく中で価格の調整をし、コストの削減を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりについての御質疑にお答えいたします。

まず、農業振興施策による新規の就農・定住促進事業の拡充による成果についてでございますが、先ほどの飯田議員の質問でもうお答えしましたとおり、少しずつではあります。宍粟市に移住され、農業を始められており、耕作面積の拡大や地域の活性化につながっている、寄与しているものと分析いたしております。

続きまして、林業振興施策の成果ですが、まず、林業担い手につきましては、林業従事者の高齢化や担い手不足が深刻になる中で、平成29年度比で新規で起業された林業事業体が2社のふえてございます。新規雇用者については3名の増となっております。

また、御承知のとおり、森林大学校、去年初めて、今年卒業生を出したわけなんですけれども、ほとんどが林業関係のほうに就学、もしくは、就職されており、市内にも林業のほうにつかれているといった実情が、成果が出てきております。

森林整備につきましては、市内人工林のおおむね3割を間伐し、災害に強い健全な森林の育成に努めております。

里山林整備については、11団体から御要望を受け、地域が主体的に広葉樹などの植栽事業を実施し、日本一の風景街道づくりにつながる景観形成を図り、地域の活性化と環境保全に取り組んでおります。

続きまして、災害に強い森づくりについてでございますが、市内人工林の約7割が伐期を迎えており、高齢林化が進んでいるといったところです。持続的な森林整備を行うことで、森林の持つ公益的機能を維持、増進し、山地災害防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、再質疑させていただきます。

まず、若者が活躍できる、こういった社会を宍粟市で仕組みをつくっていくに当たって、ほかの金融機関であったり、商工会であったり、また、パンフレットをつくったり、空き家バンクの利用、そういったところで効果があると言われているんですけども、実感として果たして市民の方が、若者が本当に活躍しているというか、若者が残っているなという、そういった実感というのは余り感じ取れないかなというのも市民の方と話しているとあるんですけども、こういったところの宍粟市で若者が頑張っている、活躍している、そういったところのやはり情報発信が余りうまくいっていないのかなと、今回、決算質疑させていただいているんですけど、確かにいろいろと事業はされているんですけども、その辺の市民との温度差というのがあるのかなと思いますので、その辺またお答えいただきたいと思います。

続いて、子育て世代ということなんですけれども、近隣市町との、この予算質疑のときには確か市長は競争ではなくて連携ということだったんですけども、そういったときに、やはり市内は市内の子育て世代の方からいろいろと情報を、コミュニケーションもとりながら支援体制をされているということなんですけれども、やはり宍粟市で、どうしても宍粟市で遊びたい、宍粟市で子育てしたい、そういった方をこれからも続けて魅力があると感じていってもらうための施策となったのか、もう一度伺いいたします。

それと、委託料に関してなんですけれども、先ほど言われました、確かに大きな管理とか、整備とか、するところではやはり委託料というのは職員ができないことというのはあるかなと思うんですけども、市内でお金を地域の中で循環していく

ためには、やはり市内の業者をできるだけ使うということになると、ここで、市内で新規事業が立ち上がるような、そういった仕組みづくりがこのコスト、というか委託料にはね返っていくんじゃないかなと思っておりましたが、そういった決算に関して、事業に対して市内でお金を回していくということも決算のほうに反映されたのかどうか、お伺いいたします。

そして、今度、農林業、こちらのほうの振興に関しては、代々、田んぼや山を受け継いでいるから守っていくというのも、それはそれでそういった方々で成り立っているところもあるんですが、やはりもうかる農業、もうかる林業、こういったところに視点を置いて、やはり宍粟市の中での農林業の振興というのはもうかる農業、もうかる林業というところにやはり決算としては反映していかないと、ただ単に代々ある土地を受け継いでいくという考えではなくて、そういった販売ルートであったり、そういったところにも事業を展開していくべきじゃないかなと思っております。

そして、最後に公共交通、こちらのほうは経費がかかるからという短い回答だったんですけども、やはり公共交通の路線であったり、それから、時間、走らせておられる時間帯、こういったことに対して、いろいろと自治会の方たちとお話もされながら、運行時間なども決められているようなんですけども、やはりバスに誰も乗っておられないようなバスもたくさん見受けられます。そういった決算額が必要不可欠なのか、要は、その反対の言葉で無駄遣いという言葉があるんですけども、そういったことにならないのかなというのがありますので、まず一番バスをよく利用されているなど感じるのは高校生、また、中学生の、土日になると中学生のほうも乗るんですけども、高校生の方が本当によく利用されております。土日も高校生も姫路のほうまで遊びにいったりするのに使うわけなんですけれども、やはりそういった方の意見も聞きながら、自治会の意見も大事かなと思うんですけども、そういった実際利用されている生徒、学生、そういった方の声も聞きながら、こういった路線というのを考えていかないと、先日も私の子どもが姫路へ遊びにいったって帰ってくるときに、山崎で8時5分着で山崎8時5分発であって、絶対乗れるわけがないなという、そういったダイヤが組まれておりましたので、やはりそういった路線とか、時間帯というのはやはり決算額としてはちょっと必要不可欠のかなということで再度お伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） たくさん御質問いただいたんで、全て答えられるかどうか

かりませんが、もし抜けておったら御容赦いただきたいと思います。

まず、市民の皆さんと若者の定着の温度差、役所違うんちゃうんかいということではありますが、私も実際見て、若い人たちが、定着がどんどんふえようかという、そうではないことは十分承知しております。ただ、少しずつ、平成29年より平成30年度、先ほどの例で申し上げたとおり、高校生の進路状況を見ると、少し一昨年より平成30年度は伸びたという事実。ただ、全体的にはおっしゃるとおりだと思いますので、私は市民の皆さんもいろんな意味では御心配なされておると、このことは十分承知しておりますし、私もその感覚であります。したがって、そうならないように少しでも若い人たちが宍粟市に定着、あるいは、外へ出て行っても、一旦、いろいろあったらこっちへ帰ってと、こういうことに何をするかということがやっぱり非常に重要だと思います。その一つに子育て環境だったり、仕事をつくったり、そういったことも非常に重要だと考えておりますので、平成30年度の決算を見ながら、さらに次の年、次の年へとつないでいきたいと思います。

それから、競争の関係ではありますが、子育てを含めて、あのときも申し上げたとおり、私は当然自治体間競争がどんどん広まっていくと、私はやっぱり裕福な町にはどうもならん、これは何ぼ頑張ってもわがまちはということもあります。したがって、しっかり連携しながら、それぞれの町を特色を出しながらその町をつくっていかないと私はだめだところ考えておまして、例えば、隣の町が給食費ただにしたらここもするんかと、これもなかなか現実厳しい状況があります。したがって、ああいう表現の中でいろいろ申し上げたところでもあります。

そういう意味では、たつの市を中心とする定住自立圏、あるいは、姫路を中心とするそれぞれの圏域の中でお互いのよさ、悪いところをカバーしながら町を、それぞれの地域を発展しようという動きが今広がっている、このように思っています。

ただ、現実を申し上げますと、なかなかそれぞれの差がありますので、現実はなかなか厳しい状況だところのように認識をしております。

それから、もう一つ、子育て環境の中で、医療もそうではありますが、遊具においても地域の皆さんといろいろ一緒になってということで、家原遺跡公園なんかも整備させていただいたりして、そういった形で子どもたちや、あるいは、家族で、あるいは、地域の皆さんでこういうことも一定動きとして広まっているのではないかなところのように思います。

それから、特に新規事業含めて、委託料含めて、市内に循環させて、お金を、経済を回せやと、そのことができたんかということではありますが、これはなかなか即

座にいかないというふうに思うんですが、可能な限り平成30年度の状況を見ながらさらにつないでいきたいとこのように思っています。

それから、農林業では、一昨日からずっと出ておりますとおり、基本的にはいろんな意味で宍粟市の強みである農業、林業をしっかりと第一次産業として支える仕組みはやっぱり年々構築していかなくてはならないと。当然その中にはもうかる林業、もうかる農業として平成30年度の決算でも少しそういった形での仕組みをつくる予算も決算上出ておるんじゃないかと、このように思っておりますので、さらにまた本年度の状況を見ながら次年度へしっかりとつないでいきたいとこのように思います。

それから、最後に、公共交通であります、特に、高校生の関係については御承知のとおり、例えばであります、高校生の通学時間についても本年度からうまく間に合うようにしております。ただ、日曜日の問題についてはなかなか解決できない部分があるんですが、例えばであります、一宮北中学校区からも昨年度から千種高校へバスで行けるようにもしております。そういったことで一気にはいかないところであります、可能な限り、若い人たちの意見、そういった現場の先生方の意見も聞いて、昨年度からそういう状況も解決をしておると思っております。

ただ、交通空白地帯を埋めたり、市民の足を守るという観点でこの制度を始めたところではありますが、それが乗っていないから無駄という考え方は私はどうかと思うんですが、当然誰も乗らぬのにバスが行くと無駄じゃないかという考え方もあるわけではありますが、私は可能な限り、市民の皆さんと踏ん張ってこの公共交通をうまく残して、また、改善するところは改善しながらということの方法でしないと、やっぱり足をしっかり守るとするのは私は大事やというふうに考えております。

ただ、決算上、そういう必要不可欠かということについては十分検証しながら、今後この公共交通のあり方も、一昨日から出ておりますように十分検討していかなくてはならない課題だと、このように認識しております。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 宮元議員、ありますか。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、3回目の質疑をさせていただきます。

やはり若者がやっぱりいるというのは周りを本当に浮き浮きさせるというか、元気になるなど。今年の夏、波賀町のメイプル福祉センター、メイプル夏まつりがあって、そこに私も顔を出していたんですけど、やはりゼロ歳児から高校生ぐらいまで集まっていたんです。それと、そういった方々の子育て世代の方もあって、話を

していたら、こんな波賀町に子どもがおったんやなというて。やっぱりそういったこと、言われているというのは、そういった若者が集まる場所というのがあるから、そういった集まる場所を見て、まだ波賀町は元気やなという感じで話したんですけども、やはりそういった若者が中心となって何かをする、そういった仕組みづくりをやはり行政として応援していただいて、それを見た、また周りのいろんな世代の方々がまだ宍粟市は頑張るとるなという感じになるかなと思いますので、ぜひ若者が今回、こういった事業というのは単年度決算なんですけれども、事業としてはずっと続いていきますので、何とか若者がいろいろと意見が言えて、その意見で行政が一緒になって反映できる、事業として展開できる、そういったのも今年度の決算に続く、来年度の予算に向けても続いていくかなと思っておりますので、その辺はまた若者が活躍できるというのは本当に職員の人らも一緒になって考えていただきたいなと思っております。

それと、職員の研修についてなんですけど、コミュニケーション能力とか、接遇とか、そういったことを言われた、回答があったんですけども、昨年でしたか、半年間ほど職員の方々が案内係をされていたと思うんです。そういったやはり市民の人らが庁舎に来たときに、いろんなところを案内されたり、先日の同僚議員の一般質問の中にもちょっと親切な人とそうじゃない人というのがあったようなので、そういったところをできるだけ底上げしていただいて、職員、皆さんで市民サービスというところは、研修の中から、これからも研修の成果を出していただきたいなと思うんですけども、同じ、例えば、市民の方が来られて、同じことを、違う人が来られて同じことばかり聞かれるというのはやはりその辺の周知、情報発信がうまくいっていないというのも裏返しになるかなと思うんです。ですから、そういったいろんなデータもとっていただいて、窓口でのデータをとっていただくことによって、同じことをいろんな人が聞きにくるというのをなるべくなくすことによって職員の仕事も多少軽減されるかなと思いますので、その辺のやはり各課、窓口対応によってもいろいろと縦割りというんじゃなくて、横断的に考えていただいて、そういった市民サービスの向上というのもやはりこの職員研修から今後つなげていただきたいなと思います。

それと、公共交通、こちら私、別に必要不可欠の反対が無駄と言っただけで、別にバスを走らせるのが無駄と言うたわけじゃないので、できるだけ乗っていただくように改善するため、そのための今回の決算でいろいろと研究、検討していただいて、次年度予算につなげていただきたいと思うんですけども、やはりそういった

ときによく常任委員会では自治会の方の意見を聞いているというてあるんですけど、やはりそういったところで若者の意見、よく利用している中学校や高校生、そういった子どもたちの意見もすることによって、やはりそういった学生から公共交通にちょっと不満があるんやというような言葉も出てくるかなと思いますので、できるだけ決算に見合った、この決算の評価を、成果を今後生かしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうから1点目の若者が活躍するシステムや仕組みということでありますが、ぜひつないで、次にこの平成30年度決算を見て、さらにやれよということでありますので、当然、その方向で行きたいと思います。

あとはそれぞれ担当部長が答弁しますので、よろしくをお願いします。

○議長（東 豊俊君） 副市長。

○副市長（中村 司君） 公共交通につきましてはそれこそ乗っていただくのが一番やということで、一番利便性、効率性の向上のためにいろいろと協議もさせていただいております。地域の意見もいろいろと、若者も含めて取り入れながら今年度、それこそ見直したところでもございます。ということで、これからもやはり交通空白地の解消、あるいは、集落と生活圏の拠点を結ぶということで、大切な部分でございましてよりよいものになっていくようにつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうは職員研修の関係についての御答弁をさせていただきたいと思います。

おっしゃっていただくように、全ての職員が完璧に対応をし切れていけば、これにこしたことはないんですが、なかなか難しい部分もあるというふうには認識をしております。そのことを少しでも少なくすることによって今後我々は傾注していかないといけないというふうに思っています。

情報発信については、午前中にも一般質問でもあったんですが、今伝え方という部分についての工夫をさせていただいております。このことによってしっかりと伝えていきたいんですが、同じ情報発信をしても、受け取られる方の理解というのは多分違ってくるんだろうというふうに思います。そのことによって市役所に来ないということではなしに、どしどし来ていただきながら、顔を見てお話しする機会も今後は大事にしていく必要があるというふうに思っております。そういう面では、

接遇研修、相手の立場に立ってどういうふうなことをおっしゃっているんだろうというところを読み取る技量というものを今後高めていく必要があることを意識しながら、研修を実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） これで、宍志の会、2番、宮元裕祐議員の質疑を終わります。

続いて、公明市民の会、4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 公明市民の会の西本です。よろしくお願いいたします。

私のほうは大きく2点、質問させてもらいます、質疑させていただきます。

環境に優しいまちづくりから、自然循環型社会に向けて具体的にどのように進んだのか、資源物コンテナ回収事業についての検証については、それから、小水力発電計画の検証のことについてお聞きします。

そして、しーたん通信・しそうチャンネル運営事業につきまして、平成21年の事業開始から10年が経過いたしました。しそうチャンネルの事業はどのように検証されたのか伺います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 西本 諭議員の質疑に順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会の代表の西本議員の御質問にお答えしたいと思います。

私のほうから、環境に優しいまちづくりということについて御答弁申し上げたいと思います。

1点目の、資源循環型社会に向けて具体的にどのように進んだのか、とこういうことでありますが、宍粟市では分別によるごみの減量と再資源化の促進を図るために、指定ごみ袋による資源ごみの収集から、コンテナによる資源物の収集に変更することで、指定ごみ袋を使わないことによるプラスチックごみの削減につなげておるところであります。

2点目の、資源物コンテナ回収事業についての検証についてであります。各自治会の御協力により、全自治会を対象に資源物コンテナ回収状況調査を行った結果、コンテナ回収の取り組みについては御理解をいただいております。

一方では、コンテナ回収が始まったところでもありますので、資源物以外の搬入、未結束の段ボール、さらにまた、布類の分別間違い、あるいは、缶用コンテナの不足等の課題も見られておる状況であります。現在、課題の解決に取り組んでいるところでもあります。

いずれにしても、市民の皆さんが徐々にこのことについては広がりや理解が深まっており、こういうことではありますが、申し上げた課題についてはありますので、十分解決を図っていききたいとこのように思っています。

3点目の小水力発電計画の検証についてであります。環境基本計画でも推進しております。小水力発電事業については、事業実施の可能性がある地域について、市が地域にかかわって小水力発電の事業性を事前に評価していくことで、事業を推進しておるところであります。

これまでも、4地区において事業を進めてきましたが、多くの自己資金を必要とすること等々、あるいは、自治会内の合意形成を含めて、3地区では事業の休止や中止をされている状況であります。

現在、千種町黒土地内においては、小水力発電事業実施の可能性があると評価され、自治会も積極的に事業を推進する体制を構築されておるところであります。

今後も、地球温暖化対策のため、小水力発電事業による再生可能エネルギーの活用を図る地域を支援していきたいとこのように考えております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、しーたん放送・しそうチャンネル運営事業についての御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

しそうチャンネルの検証についてでございますけども、昨年10月にアンケート調査を実施させていただきました。その回答内容でございますが、知り合いが出演するのが楽しいとか、あるいは、防災情報が避難の目安に使える、市内の情報がわかるというような好評をいただいている一方で、加入しなくても地デジが見れるんだ、あるいは、ほかの番組と比べると見るものが少ないというようなお声もいただいております。

また、公募の市民、あるいは、有識者による広報広聴推進委員会というものをつくっております。こちらのほうでも市の広報広聴に係る検証をいただいております。この中でも、ごみの出し方がありますとか、災害への備え、住民により身近な情報番組を提供すべきというような意見もいただいております。

こういうことを踏まえながら、昨年度途中からも含めてですが、いろいろ改善もしてきておるところであります。

平成29年10月だったんですが、簡易なスタジオを庁舎内につくりまして、それ以

降、市の独自の番組づくりが可能となったわけですが、それらアンケートの意見、あるいは、委員会からの意見、そういったものをいち早くその中に取り入れられるように、このところ努力をしてくておるところであります。ごらんになっていただいていると思いますが、しそチャンネルの番組についてもより地域に密着した番組構成となるような部分での取材活動も鋭意努力をしておりますので、今後ともその魅力向上に向けての取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 再生可能エネルギーの推進については、本当に地球でそういう何かが進む中で、私たちは森林をたくさん持っておりますので、利用することにはなるんですけども、ただ、まず自然エネルギーでいいますと太陽光発電、今議論にもなっていますけども、太陽光については市当局が努力するというよりも、個人のいろんなあれでもって随分ふえてきている。今は条例をつくるという状況にはなっていて、ちょっと規制もかけようかという状況にはなっているとは思いますが。ただ、これについてももうある程度頭打ちではないかと思えます。

そういう意味では、またバイオマス発電、これについてもいろいろと挑戦はしているんですけども、今事業所に出しておるとか、また、市内で使っているとかいうことはあるんですけども、これも頭打ちの状況があるとは考えています。

私たち、自然豊かな地域で、森林から創まる云々ということでやっているんですけども、この自然環境を利用した、再生エネルギーを利用した事業はなかなか、ああ、宍粟市でこれをやっているなというシンボリックな事業がなかなか展開されていないというのが現状だと思うんです。ですから、これはそういう意味では大変な事業では、事業というか、大変なことをやっていく事業ではございますけれども、もう少しシンボリックな事業を目指すようなことを考えたらどうかと。

そういう意味で、さっき言っていました小水力発電にいたしましても、約5年間かけて最初、福知から始まって云々ということで、いろいろ調査しながら進めておると今ということなんですけども、この小水力の推進について、私も視察にも行ったことがありますし、なかなか厳しい、シンボリック的には厳しいという思いがしとるんですけども、また、宍粟市はそういう意味で河川がすごくあるわけですけども、災害にも非常に小水力というのは弱いということを感じておるんですけども。そういう意味で、もちろん可能ならいいんですけども、例えば、あちこち探しならなかなかできないという状況の中で、一旦この事業を見直していくべきではない

かという思いがしているんです。だから、そういう意味でこの小水力発電についてはいろいろとありますけれども、いろんな状況がありますけれども、一旦見直していくべきではないかと、それをちょっと考えておるわけですけど、個人的には。

ということで、それから、コンテナの回収ですけれども、市長も今言われましたけれども、いろんな自治会のほうには非常に大変な思いをされて、自治会のほうではやっているみたいです。私どももまたコンテナの中にそれこそ燃やしてはいけないものが入っていたり、それはまだあれなんですけども、地域外からそこにコンテナに持ち込んで、そういうものを勝手に入れてしまうということがあったりもするんで、これはやっぱりもしコンテナをやるんだったら、やっぱり市民のごみ減量化とか、また、再資源化とかいうキャンペーンとともに本当はやって、そのルールもちゃんと守りましょうという進め方がよかったんじゃないかなという形を考えておるんですけど、そういう意味で、今後の展開をするに当たって、この検証した中で、ぜひそういう考えについては私の個人的な考えではありますけれども、どない思われていますか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（東 豊俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 何点か御質問があったと思うんですけど、まず1点目の小水力の関係の事業の見直しというお話をいただいたと思うんですけども、御案内のとおり、小水力発電事業につきましては、冒頭、市長のほうの説明をさせていただいたところがございます。いろいろと検証させていただきよるわけでございますけども、この事業の取り組みが地域主体であるとか、それから、高額な初期費用が必要であるというようなことがございまして、少し地域の方の理解が得られにくいというのが大きな原因になっとなるのかなということもございまして。

ただ、今現在、千種の黒土地内でそういう事業を展開されております。その自治会もかなり地元の調整というのが非常に大変だったということは聞いております。ただ、その上においてやはり地域へのいろんな説明をする中で、一定理解をさせていただいているというようなこともお聞きしておりますので、その事業の状況を見ながら今後、少し考えてみないといけないということもあるのかなということは考えております。

それから、コンテナ回収の関係でございます。

これにつきましては、自治会のほうに大変お世話になっておるところもあろうかと思えます。例えば、ステーションの管理等々につきましてもそうなんですけども、そういうようなことで、自治会長さんにも昨年アンケートをとらせていただきましたし

て、どんなことで困られていますか、どんなことが御利用のことはありませんかとかいうようなことのアンケートをとらせていただきまして、ほぼすぐできる、例えば、コンテナの増設であるとか、もろもろについては対応させていただいておりますけども、一部分できていない部分については今検討課題というような格好で調整をさせていただいておりますので、あと地域外の方がステーションに入れておるといような話をお聞きしたわけでございますけども、これにつきましても、最後のごみ減量化以前のモラルとか、ルールのことにつきまして、これはさらに市民の方に周知をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） コンテナ回収にしましても、けさも私も寄ってきたんですけども、うちのボックスには余りは入ってなかったんですけども、民間が回収しているボックスが道路端にありますよね。そこはもうきのうまでいっぱいだったけど回収していったら、もう二、三日たったらまたいっぱいになって、ダンボールとか、新聞とか、またいろんな空き缶なんかも。そういうボックスに、コンテナボックスに入れることのさっき言われましたけど規制がありますよね、ダンボールは縛れとか、いろんな衣類はいろいろ分けてあれしろとか、そういうことを煩わしく思っただけ、民間のボックスに入れる人が多いんだとは思いますが、そういう意味で、先ほど言いましたように、宍粟市として減量化、ごみ減量化、また、再資源化を進めるんだというキャンペーンとともにやっていけばまた違ったんじゃないかなという感じがしますので、それはまたそういう時期を見ながら展開するべきではないかということをおもっていますので、またよろしく願いいたします。

それから、しーたん放送、しそうチャンネルなんですけども、私もたまには見るんですけど、すごく内容が充実してすばらしいと思います。ただ、このしーたんチャンネルにつきましては、始まりまして10年経過しました。決算、予算のとき、いつも指摘をされるとは思いますけども、50%前後の視聴率ということ、これをじゃあいかに改善するかということをおもっていますけども、なかなか前にいかないというか。確かに防災面とか、いろんな面で必要なんですけど、50%ぐらいから進まない。今回も52.2から52.3と、コンマ0.1か、進んだぐらいで、そういう意味で、この事業そのものもしっかり検証していくべきではないかと考えます。これはアンテナつけなくて見れるところはもうほんまにつけない可能性もここまできたらそう思います。やっぱり市としては市の情報とか、防災面とか、いろんな面で必要な部分ではございますので、その辺をどうするかという検証をしっかりとしてい

ただ、次の予算に結びつけるというその辺のちょっと繰り返しというか、10年たっていますので、いつまでもやっているのもちょっと変な話なので、その辺を個人的には私は訴えたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 10年がたって、加入率についても宍粟チャンネルについては一旦伸びてから伸び悩みという部分が続いております。そのことについては今御指摘をいただいた、加入しなくても地デジが視聴できるというエリアについてはなかなかその必要性について御理解いただけない状況にあるというのは事実なんでしょうというふうに理解をしております。

ただ、しーたん通信のほうについては90%以上の加入の接続率ということで、一定の防災情報、当初の設置の段階での大きな目標であります、防災情報を市民の皆さんに届けていくというところについては徐々に伸びてきておるところですが、100%にはなっていない、これがどこなのかというところについても十分把握をしていかないといけないというふうに思います。

今後においては、しそうチャンネルのほうでもL字放送とか、すぐに河川の状況が見れるように、災害時には切りかえる手法をとっておりますので、そういうことが生命を守るというところには大きく貢献する情報だというふうに思っておりますので、そのことを訴えていくという以外になかなか方法が見つからない状況がございまして、52.3%というところからなかなか上がっていかない状況がございまして。今後は粘り強くその推進に努めていく、現状ではそういうことしか申し上げられないところで、さらに工夫も考えていきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） これで、公明市民の会、4番、西本 諭議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております、第90号議案から第100号議案までの11議案は予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

あらかじめ申し上げておきます。

本日の会議時間は議事の都合により延長をいたします。

日程第20 第102号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第20、第102号議案、市営住宅中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第102号議案、市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事の概要は、昭和46年から47年に建設された市営中山台団地につきまして、耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから、良好な居住環境の形成を図ることを目的として、30戸を2期に分割して建てかえしようとする2期目の工事であります。

工事の内容につきましては、既設4棟を取り壊し、鉄筋コンクリート造1棟15戸分の共同住宅を整備するものであります。この工事の実施に当たり、去る9月3日に入札を執行した結果、宍粟市山崎町三津181番地、株式会社神名工務店、代表取締役、神名大典と契約金額3億360万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第102号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午後 4時55分休憩

午後 5時20分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど休憩前に、第102号議案について、市営中山台団地建設工事に関して、市営中山台のところを市営住宅中山台と申し上げましたので訂正をしておきます。正しくは、市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結についてであります。

それでは、ただいま総務経済常任委員長から、第102号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第102号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第102号議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 5時21分休憩

午後 5時22分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第102号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第1、第102号議案、市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 報告します。

本日、令和元年9月12日に審査付託のありました、第102号議案、市営中山台団地建設Ⅱ期工事請負契約の締結については、先ほど第13回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第102号議案の主な内容は、昭和46年から47年に建設された市営中山台団地につき、耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから、良好な居住環境の形成を図るため、30戸を2期に分割して建てかえを実施するもののうちの2期目の工事であります。

本件は、既設4棟を取り壊し、鉄筋コンクリート造1棟15戸分の共同住宅を整備するものであり、契約の相手先、株式会社神名工務店、代表取締役、神名大典と契約金額3億360万円で工事請負契約を締結するものであります。

審査の中で、委員からは、宍粟材等、木材の使用状況について質疑があり、当局からは、廊下、床等に使用しているとの説明がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、入札も適正に執行されており、第102号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

○議長(東 豊俊君) 続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第102号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、10月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会をいたします。

御苦労さまでした。